

教育厚生委員会会議録

日時 令和2年3月5日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時46分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 志村 直毅
委員 皆川 巖 河西 敏郎 山田 一功 永井 学
向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 良一
福祉保健部次長(子育て支援局次長兼職) 小野 真奈美
福祉保健部次長 成島 春仁
福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) 下川 和夫
福祉保健総務課長 斉藤 毅 健康長寿推進課長 斉藤 由美
国保援護課長 土屋 淳 障害福祉課長 小澤 清孝
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩
子育て支援局長 依田 誠二
子育て政策課長 下條 勝 子ども福祉課長 土屋 嘉仁

議題

(付託案件)

- 第5号 山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第14号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件
- 第16号 山梨県がん対策推進条例中改正の件
- 第17号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件
- 第20号 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例中改正の件
- 第46号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件

- 請願第2-1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求めることについて
- 請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
- 第30号 令和2年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第37号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

また、請願第2-1号については、採択すべきものと決定し、請願第2-2号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時00分から午後4時46分まで（午前11時49分から午後0時59分、午後2時51分から午後3時まで休憩をはさんだ）福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（介護福祉士等確保対策費について）

皆川委員 福の17ページ。介護福祉士等確保対策費の中の4番目に、介護人材等緊急確保対策事業費があるんですけど、これは先ほど斉藤課長から新たな取り組みとして元気な高齢者などに介護助手として就業いただけるよう、施設側の求人ニーズとマッチングを行うという説明があったんですけど、介護助手という言葉は余り聞きなれてないです。一体この介護助手とは何ですか。わかりやすく説明してください。

斉藤健康長寿推進課長 施設等に勤務されております介護職員は、直接利用者に対しましてケアを行う業務のほか、洗濯やベッドメイキングなど、周辺業務も多岐にわたっております。本来の業務である直接ケアに専念できないというような状況にあります。この洗濯やベッドメイキングなど、直接利用者さんにかかわらない周辺業務を主に専門に担っていただくのが、介護助手ということで、今回は介護助手ということを制定させていただいたところでございます。

皆川委員 介護福祉士は一定の資格があってやっているんですよね。資格がない人も担っていますけれども。介護助手だったら全く資格は要らなくて、誰でもできるんですか。

斉藤健康長寿推進課長 資格は必要ございません。

皆川委員 じゃあ誰でもできるこういうことは介護福祉士とは違って、本来の介護じゃなくて、雑用のようなことですか。わかりやすく教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 例えば洗濯であるとか、洗濯たたみであるとか、高齢者、通ってらっしゃる利用者さんとの話し相手であるとか、またベッドメイキング、そのような業務ということでございます。

皆川委員 よくわかりました。じゃあ、元気な高齢者と施設側のマッチングということを行いましたけど、マッチングってどういうふうにするつもりなんですか。

斉藤健康長寿推進課長 短時間でも、例えば施設、働く側のほうにつきましても、短時間でも

就労が可能と。フルタイムということではなくて、どちらかというとは短時間を考えておりますが、就労可能な元気な高齢者、また一般の方々、あと働こうと思っていて、例えば子育てちょっと一段落した方にお声をかけさせていただこうかと思っております。

その方たちに、県社協にあります山梨県福祉人材センターに求職登録を行っていただきます。

あと介護事業者は求人、また何名とか、この時間帯とか、こういう方がほしいというような要望を出していただきまして、求人登録を行っていただこうかと思っております。

そこで福祉人材センターにおいて、その求職者と求人事業者において、条件等を鑑みまして、そこでマッチング等を図っていただこうかと思っているところでございます。

皆川委員 福祉人材センターは、山梨県のどういう位置づけなのかね。これは社会福祉協議会の中にあるのか。あるいはどういう構成メンバーですか。

斉藤福祉保健総務課長 福祉人材センターにつきましては、社会福祉法に基づくものでございまして、社会福祉事業の従事者を確保することを目的として、設立されました社会福祉法人を、都道府県に一カ所に限って、都道府県福祉人材センターとして指定することができるものでございます。

本県におきましては、平成5年4月に山梨県社会福祉協議会を山梨県の福祉人材センターとして、指定しているものでございます。

皆川委員 社会福祉協議会の中にあるということ？

斉藤福祉保健総務課長 社会福祉協議会の中にあるものでございます。

皆川委員 わかりました。

じゃあ、次にこの中の1の、外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金とありますね。これと1番最後にある5番目の外国人介護人材受入支援事業費の2つあるんだけど、これがどういうふう違うかわかりやすく説明してください。

斉藤健康長寿推進課長 まず、1番目の外国人介護福祉士候補者支援事業費というものは、日本と経済連携協定を結んでおります相手国とのそういった協定に基づきまして、日本で働きたいということが入ってきている方でございます。

その方につきましては、もともと目的がありまして、介護福祉士候補者というふうここに書いてありますとおり、介護福祉士の資格を目指して入ってきていただいているところでございます。

この方たちと、あと5番目、この外国人介護人材受入支援事業費につきましては、技能実習生が今入っておりますが、介護に携わっている方たちが入っております。

今は技能実習生、また今回新しく特定技能1号とか、新しく国のほうでも外国人を向けての就労ということを目指しております、その方たちを対象にいたしまして、少しでも山梨県内の介護職の中で働いていただこうかと思っております、この技能実習生及び介護分野における特定技能1号の方たちに集まっていただきまして、集合研修を行っているというようなものでございます。

皆川委員 何か区別がよくわからないんだけど、片方は何？要するに国の政策、勉強を

させるということだね、1番のほうは。日本語を勉強させて、介護福祉士にさせたいということですね、1番のほうは、ということ？

まあいいや。今一番多いのはベトナム人なんだってよく言うけれど、あいう人たちを日本で基本を教えて、介護福祉士にしようという補助金ということだね、1番は。

5番目の人たちとの違いがよくわからない。5番目のこれは何、もともこの資格を持っている人のことなの？外国人で。教えて下さい。

齊藤健康長寿推進課長 先ほどお話しさせていただきましたとおり、この外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金というのは、今入ってきているEPAの方を対象にしているところでございます。

そのほか、外国人介護人材受入支援事業費は、特定技能1号で入ってきている方、また技能実習生で入ってきている方、いわゆる県内で外国人として、施設の中で働いている方々を対象にして、その中で介護に特化した日本語の教育であるとか、また文化であるとか、そういったことを勉強していただくということで研修を行っているところでございます。

皆川委員 5番目の？

齊藤健康長寿推進課長 はい。

皆川委員 何となくわかったよ。何となく理解できましたんで。いいと思います。

(産前産後ケアセンター事業費について)

もう一つ、子13ページの子育て支援課の、産前産後ケアセンター事業費であるんですけど、これ一般的に聞くと、余り活用されてないらしいね、非常にいい施設だって話なんだけど。

これについてのPRが事業費のところを書いてあるけど、クリアファイルを作成するとか、テレビのCMを出すとかいうけど、こんなことでわかりますか、一般の人たちが、この産前産後ケアセンターの存在というものがわかるのかどうか、私はちょっとわからないんですけど。

私はなぜ来ないかというのは、もっと違う原因があるような気がするんですよ。お金がかかり過ぎじゃないかなと思うんだけどね。

うちにおしゅうとさんがいるところなんかはさ、おしゅうとさんがいると何となく言いづらいとかね。そこは産前産後ケアセンターで面倒見たら、私がいるからと言われちゃ困るとかそういうようなことが原因になっているんじゃないかと思うんだよね。これをどういうふうに関後考えていくか、ちょっと聞かせていただきたい。

下條子育て政策課長 産前産後ケアセンターの利用促進ということで御質問ですが、まずこれまでの利用の状況は、年度で分けますと、平成28年2月の利用開始から、29年度は278組の方が御利用いただいております、30年度は397組の方が御利用いただいているということで、29年度から30年度にかけて伸びているという状況でございます。

ただ、今、委員から御指摘がありましたように、本人が利用したいと思っても、家族の方に遠慮をして使わないということもありますでしょうし、自分の不安とか悩みは、センターを利用するほどではないと思われているようなこともございますので、本人だけではなくて、家族の方に向けてもPRをしていく

必要があるかとは思っております。

それから、テレビCMであるとか、子育て情報誌に利用者の体験談を載せたりということを実施しており、来年度におきましては、民間企業が行う、出産した家庭に「はじめてばこ」といいまして、おむつやアルバム等を入れた箱を贈る事業に協賛し、その中に産前産後ケアセンターのチラシ等を入れまして、周知を強化していきたいと思っています。

それから、もう一つは、相談窓口である市町村の保健師さん、助産師さん等に、産前産後ケアセンターの利用がどのような効果があるのかということを理解していただくことを目的に本年度2回に分けて、センターを見ていただいた上で、意見交換をしていただくというような研修を実施したところでございます。

また、本年度からメンタルヘルスの事業も実施しておりまして、センターの機能を充実することで、より利用促進していただきたいということも考えているところでございます。

皆川委員 わかりました。努力していることはよくわかりましたけど、高いということ、大体平均して幾らなの。各市町村違うと思うけれど。1回行くと、1日幾らとか。

下條子育て政策課長 産前産後ケアセンターを利用するのに当たりまして、3万4,500円の利用料が1泊でかかるわけですが、本人の負担はそのうち6,100円でございます、残りの2万8,400円を県と市町村で各々2分の1を負担しているものでございます。

皆川委員 6,100円が高いか安いかわけど、一般の家庭で預けて6,100円とられるというのは、おしゅうとさんがいれば、そんな金はお出さんでいいよと。私が見るからということになるんじゃないの。そういう意味でこれ、俺は高いと思うんだけど。もうちょっと補助金をあげてもいいような気がするんですけど。どうですか。

下條子育て政策課長 産前産後ケアセンターを県で実施しているところはございませんけれども、世田谷区とか、他の市で実施しているところの利用料を見ますと、1万円とか、1万5,000円という状況でございます、山梨県が6,100円というのは非常に安いですねというお声をいただいているところでございます。

皆川委員 わかりました。

(県立施設民間移行準備費について)

河西委員 課別説明書の福の38ページの、マル臨の県立施設民間移行準備費についてということで、県立の障害者施設の今後のあり方についてお聞かせ願いたいと思いますが、これは障害者施設の民間譲渡というのは、私が12月の代表質問でもさせていただいたんですけど、今回うちの会派の久保田議員がやはり同じような質問をさせていただきました。

このことであさひワークホームと梨の実寮、それからあゆみの家と、この3つの施設を令和3年の4月からプロポーザルということで、譲渡選定手続をするということでもあります。

プロポーザルといういわゆる公募ということでもありますけども、この県立障害者施設は、たしか平成28年、山梨ライトハウスですか、そこへ譲渡した

ということで、そのときは公募ということではなくて、随意契約という形をとったと思うんですが、今回だけは公募、プロポーザルということに、今回と前回の違いは。どうして、プロポーザルということをとったかお聞かせ願いたいと思います。

小澤障害福祉課長 青い鳥成人寮につきましては、視覚障害と知的障害の重複障害、中には聴覚障害も合わせて、重複するという、重度の障害者が入所するという唯一の障害者施設でございます。支援には点字の知識などが必要不可欠でございまして、譲渡に当たりましては、これらの能力を有する社会福祉法人を譲渡先とする必要がございました。県内には、山梨ライトハウス以外にはそうした能力を備えている法人がないこと、また同法人の運営によりまして、今後も引き続き良好な運営が見込めることなどを理由に平成28年に山梨ライトハウスに随意契約により譲渡をしたものでございます。

そして今回、民営化という形で、3施設を譲渡する形になりますが、この3つの施設のサービスにつきましては、県内におきまして複数の法人が同様のサービスを行っておりまして、今後プロポーザル方式により選定を行うことで、複数の法人から施設運営の提案が期待をされまして、その中で最もすぐれた提案を選定することで、利用者へのサービスの質の向上、また地域生活への的確な移行が可能になるものというふうを考えておりまして、今回はプロポーザル方式とさせていただいているところでございます。

河西委員

ありがとうございます。前は特別な事情ということで、随意対応ということも理解しました。譲渡といっても、誰でも譲渡してもいいということではなくて、やはりしっかり運営できるということが条件だと思っておりますけれども、その中で先ほどもちょっとお話がありましたけど、運営できる法人というのは、どのくらいあるのか。幾つかあると思いますけれども、そしてこの3つの施設というのは、今指定管理者ということで任せるところがあると思うんですけども、その指定管理をやっているところとの兼ね合いというのはどういう形をとるのかお聞かせ願いたいと思います。

小澤障害福祉課長 まず県内でこの3つの施設と同様のサービスを運営している法人でございますけれども、まず梨の実寮でございますが、梨の実寮は主に知的障害者の入所施設でございまして、同様に入所施設、知的障害者の入所施設を運営する法人は県内で16法人ございます。

また、あさひワークホームにつきましては、身体障害者の入所施設でございますけれども、身体障害者の入所施設を運営する法人は8法人でございます。

あゆみの家でございますが、こちらは精神障害者を対象といたしました、自立訓練を運営しております。こちらは同様に運営している法人は8法人でございます。

いずれも障害者自立支援法が平成18年に成立いたしましたから、既に10年以上が経過いたしましたので、それぞれのサービスごとに民間でもしっかりとした運営がなされているところでございまして、現在指定管理者で3つの法人が運営していただいているところですが、そちらとともに今後のこの3施設のあり方等を検討していただいて、切磋琢磨していただくことで、さらに県内の施設、サービス水準が向上するものというふうを考えているところでございます。

河西委員

プロポーザル方式で、十分に成立する法人があるということで、大変安堵いたしましたけれども。

これから譲渡に向けて、今後、どのようなスケジュールといたしますか、進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

小澤障害福祉課長 明年4月にまず運営事業者の選定委員会を設置いたしまして、その中で審査基準についての御審議をいただくことにしております。そして6月にはこの選定委員会におきまして、公募要項を決定していただきまして、同じく6月に公募要項を発表したいというふうに考えております。

また選定委員会の設置と並行いたしまして、譲渡を行います財産、建物、工作物等でございますけれども、こういったものにつきまして、不動産鑑定を行いまして、その評価額を最低提案価格として、公募要項に提示をしたいというふうに考えておるところでございます。

募集期間はおおむね1カ月程度ということで考えておりますが、8月に選定委員会を再度開催いたしまして、審査を経て、10月には運営事業者の候補者を決定したいと考えております。

なお、12月議会には、財産処分に関する議案などを提案させていただくことにしております。明年4月の所有権移転に向けて手続を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

河西委員

ありがとうございます。運営がうまくプロポーザルで成立するように、できるだけ早く対象法人にはいろんなこと、スケジュール等も周知していただきたいと思っております。

ちょっと危惧しているのは、この譲渡に関してさっき申し上げた青い鳥の成人寮の、ライトハウスが譲り受けたときに大変取得した価格が高額だったといえますか、そんなことの中で大変、譲り受けたけれども大変苦労したというようなことも若干聞いておりますけど、安くても県民の財産ですから、大変困るということですが、とは言っても運営に影響が出るほど高い金額での譲渡というのもどうかと思っておりますけれども。

最後ですが、今回青い鳥成人寮におけるそういうような課題があったと思っておりますけれども、そういうことに関して対応策をお聞かせ願いたいと思います。

小澤障害福祉課長 委員御指摘のとおり、青い鳥成人寮の譲渡に当たりましては、土地と建物などにつきまして、一括で譲渡した関係で、譲渡価格が多額となりました。その結果、ライトハウスさんにつきましては、資金繰りに大変御苦労されたというふうに伺っているところでございます。

このため今回につきましては、民間への譲渡料におきましても、個人の運営の安定化をまずしっかりしていただくということで、利用者へのサービスの維持向上を図っていただくという観点を重視いたしまして、譲渡後の経営が安定するまでの期間を考慮しまして、敷地が特に広い梨の実寮と、あさひワークホームにつきましては、土地について、10年間無償対応という形にさせていただいて、建物等につきましては、まずは譲渡をさせていただきたいと考えております。

なお、あゆみの家につきましては、県立北病院の敷地内にごさしまして、県立病院機構の所有の土地でございます。ただ面積が先ほどのあさひワークホーム、梨の実寮と比べまして、比較的狭くないということで、土地代も多額とはならないというふうに考えておりますので、運営には支障を来すことはないというふうに考えておるところでございますので、この2施設については、10年間の対応という形で考えているところでございます。

河西委員 この県立施設、民間に譲渡されたとしてもしっかり運営できるように、県の監視とかまた、できる支援がありましたら、お願いをしたいと思います。

(外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金について)

山田(一)委員 今、皆川委員がちょっと質問した福の17の外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金ということで、この内容なんですけど、受け入れ施設に10分の10の補助をするということなんですけど、具体的にはどういう内容なんでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 具体的にお話させていただきますと、候補者1人当たり、23万5,000円。また、喀痰研修を行っている方につきましては、9万5,000円。そのほか、受け入れている施設に対しまして、1施設当たり8万円、今このような金額を補助金として出しているところでございます。

山田(一)委員 次に、やっぱり同じ質問になっちゃったんですが、5番目の外国人材受入支援事業費があって、週5日の研修を実施するということなんですけど、事実上この明年度からが事実上のスタート年みたいな状況になると思うんで、比較的早い時期にそういう研修会を設けてもらわないと、各施設が既に独自の研修に入っていくので、どういう予定で考えているのかちょっと具体的に教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 外国人介護人材受入支援事業費につきましては、委員御承知のとおり、今年度事業が6月補正で御審議いただいたところでございますので、始まりが9月以降、実質秋から冬にかけてということになっているところでございます。新型コロナの影響で、最後の研修もちょっと見合わせというような事情がございます。

そのような中、来年度は、6月ぐらいから周知を図りまして、この研修につきましては、3回、今予定をしておるところでございますので、年度当初から、対象施設に向けて周知を図っていきたいと思っております。

山田(一)委員 3回するんですが、第1回目は6月から募集をかけたのと、その後1回目はいつやるのか。そこを聞きたい。

斉藤健康長寿推進課長 今のところ、6月そして10月、そして年は明けまして1月を予定しているところでございます。

山田(一)委員 わかりました。ありがとうございました。

次に福の22になりますが、2、3日前の補正の委員会の中で障害のところでもちょっと聞いた内容と非常に酷似しているんですが、介護ロボット導入費補助金があって、上限30万円。障害のときは等という言葉があって、障害福祉課長が5つの内容を教えてくれたんですけど、今回は等がついてないということは、この介護ロボットに限定されているということなんでしょうか。これちょっと内容を教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 介護ロボットに特定しているものでございます。

移動機器、いわゆる移動で見守り、高齢者の見守りということでセンサーを感知する、高齢者が移動した時にセンサーを感知するものであるとか、あと、ちょっと高くなりますけれども、介護職員の負担軽減ということでロボット、そのようなもので、これは経産省が指定した機種になるものでございます。

山田（一）委員　じゃあ課長も補正のときにいたからわかるように、ほぼ障害のほうであった等に相当するという理解でいいんですか。

斉藤健康長寿推進課長　そのとおりでございます。

山田（一）委員　これも私がそのときに言いましたように、特にロボットスーツ以降のランニングコストが相当またかかるので、それも含めてぜひ円滑な運用というか、お願いしたいと思います。

（障害者交流活動推進事業費について）

次に、福の34でちょっと期待、わくわくするというか、障害者交流活動推進事業費で、ファッションショーの開催ということで、ちょっとおもしろい斬新なものなんですが、内容をお聞きしたいと思います。

小澤障害福祉課長　ファッションショーでございますけども、本年は東京オリンピック・パラリンピックの開催年でもございまして、共生社会に対する県民の皆様の理解を促進するためには非常にいい機会だというふうに考えているところでございます。

こういう機会を捉えまして、障害のある人もない人も、ともに参加をするイベントを企画したところでございまして、中でもファッションショーにつきましては、いわゆる健常者の方、障害者の方がともに出演をする中で、一緒にファッションを楽しみ、みずから楽しみ、また見ている人もこれが共生社会の姿だというようなものを感じていただけるような形で県内で開催をしたいと。ですので、パラリンピックの開催前に開催することによりまして、よりその共生社会への理解を深めてもらいたいというふうに考えておるところでございます。

山田（一）委員　すごく期待をするし、多分いろいろなカラフルなものを手づくりでしたとかあると思うんですが、逆にちょっと予算が少な過ぎるのかなという、258万2,000円でちょっと表現がよくないんですけど、どの程度のものができるのかなという若干不安もあるんですが、その辺に関してはいかがなんでしょうか。

小澤障害福祉課長　現在考えておりますが、会場はイオンモールの甲府昭和店の1階にイベント広場がございますけど、あちらを考えております。そこにおきまして、障害のある方ですので、本当に身軽にといいますが、行動範囲が狭くなる可能性もございますので、比較的狭い形でやらせていただければなというふうに思っております。

その中で、3部構成でファッションショー、また、著名な方をお迎えする中でトークショー、最後にまたトークショーに参加していただいた方も含めた再度のファッションショーを開催したいと考えておりまして、それに当たりましては、障害のある方ない方ともに、ウォーキングレッスン等を事前にしていただくというようなことも考えております。また、衣装につきましても、できましたらこの中に県産の物を使うような形で、衣装また小物等々使った形で、このファッションショーを盛り上げられればと考えておるところでございます。

二百数十万円という予算ではございますが、何とかできるのではないかと考えておるところでございます。

山田（一）委員　じゃあ、そこも期待してぜひ、次年度にもつながるような事業にできればいい。

（障害者相談所費について）

最後に、同じ障害の、福の38の障害者相談所の相談所費が昨年の予算が2,300万で運営して、ことしは5,200万円と。県費も同じだけ倍かかるということではありますが、大きく2倍以上に予算がかかるということの内容について御説明をいただけますか。

小澤障害福祉課長　障害者相談所費でございますけども、事業自体は本来業務につきましては変わりません。ただし、福祉プラザにつきましては、住吉に新たな拠点が仕上がりまして、中央児童相談所とこころの発達総合支援センター、いわゆるここセンと言われる所属がお引越しをして運営をしていくということで、明年度以降、障害者相談所があそこの管理をしていくと。福祉プラザの管理をしていくという形が加わったところでございます、管理費等がおおむね2,000万円弱という形でふえているところでございます。

（ことぶきマスター制度推進費について）

永井委員

じゃあ幾つかお伺いをさせていただきたいと思います。

まず福の19ページ、ことぶきマスター制度推進費というのがあります。1期生のころから私このことぶきマスターというのを非常にいい事業だなと思って、事あるごとに質問をさせていただいておりますが、年々この推進事業費のほうも少なくなっているというような現状なんですけれども、多分当初と少し違ったらあれなので、現在のこのことぶきマスターの利用方法をまずお伺いいたします。

斉藤健康長寿推進課長　ことぶきマスターの利用につきましては、山梨県社会福祉協議会が事務を行っているところでございまして、そこに直接申し込みをするということで、山梨県福祉協議会が、施設等とマッチングをして紹介をしているところでございます。

永井委員

申込方法は今までとずっと変わらずということだと思うんですけども、ちなみに昨年度、これは多分累計で1万3,000人の登録があって、32団体、またさらにことし20人ふえて5団体がふえてくるということで、大分その受け手のほうはかなり充実を毎年してきてはいるんですけども、昨年の利用状況をできたら5年とかそれぐらいの、利用状況がもしわかったら教えてください。

斉藤健康長寿推進課長　済みません、今手持ちが3年で申しわけないんですけども、昨年度につきましては、44施設、そしてその前が34、その前が26ということで、そのような施設が御利用いただいているところでございます。

永井委員

大体これぐらいの利用状況だということがずっと続いているということなんですけれども、要は知事が認定をすることぶきマスターでこれはずっと前、多分、天野県政ぐらいからあると思うかなり長いものなんですけれども、お年寄りの生きがいづくりということには本当にいいなと思うんですが、ただやっぱり、毎年の登録者数の割に利用率が伸びてこないというのが現状だと思うんですが、ちなみにこの19万1,000円というのは、多分推進費なので、普及

啓発等なんです、どのようなことに使うか教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 ことぶきマスターさんの認定証、またバッジの購入経費、あとは資料、チラシ等を購入して皆さんに広報させていただくその費用でございます。

永井委員 今言ったように非常にいい制度で、長く続いていて、しかも登録している方が多い、当然活躍したいと思っている方たちも登録している。やっぱり従前から言っているんですけど、社協がやるんですけども、当然これ県が認定するものなので、その19万1,000円の中でどこまでできるかわからないんですが、この普及啓発っていうのが本当に知っている人も少ないですね。県の方でも知っている方が少ないような状況であるというふうに思います。

この普及啓発の部分に関して、もう少し社協ともうまく、低予算なんですけれども、うまく協力をしながら、例えば老人ホームに、老人ホームというか、デイサービスに来ている方たちにこういうのもあるよというようなことで、登録はどうなのとか、例えばその各広報だったら自治会に、こういうことぶきマスターがあるので、例えば自治会の集まりで、先生の語りをやってくださいみたいなものを、できないかと思うんですけども、現在の普及促進とまた今後、またどういうふうに普及促進をしていきたいのか伺います。

斉藤健康長寿推進課長 従来普及啓発につきましては、県のホームページであるとか、広報番組であるとか、またチラシということで行っておりました。委員御指摘のとおり、なかなかそれでは周知が進まないということも受けた中で、昨年度は甲府市については自治会にも御協力いただきまして、回覧板できめ細かく周知を図っているところでございます。

また今年度につきましても、少し周知につきましては、県も積極的に社協と一緒に進めていきたいと思っております。

永井委員 また、ことしも20人認定者もふえますし、1万3,000人近くの登録者の高齢者の方たちがいらっしゃいます。ぜひ普及や周知をしていただければ。多分皆さん期待して待っていると思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

(専門研修地域連携病院体制整備支援事業費について)

福の59ページです。専門研修地域連携病院体制整備支援事業費について伺いをさせていただきます。先ほど課長のほうから説明があったときに、専門研修の指導医派遣に要する経費に対して助成を行うというようなお話でございましたが、具体的にどのような事業なのかちょっと詳しく聞きたいと思います。

まずこの専門研修とはどのような研修なのか教えてください。

井上医務課長 医師は医師免許を取得後に、2年間は臨床研修が義務づけられており、この臨床研修が終わった後、大部分の医師は内科ですとか外科とか小児科といった自分が専門とする診療科を決めることとなります。この専門の臨床科を決め、専門医となるのですが、この専門医となるための研修を専門研修と呼んでおります。

この専門研修は、平成30年度より、新たな研修制度がスタートしたところでございます。各学会が定めた研修プログラムによりまして、3年間から5年間の研修期間を経て、その後認定試験を受験し、資格取得するものでござい

ます。

永井委員 わかりました。では次に、この事業なんですけども、具体的にもう少し詳しく内容について教えてください。

井上医務課長 専門研修では、研修プログラムを管理する基幹病院と幾つかの連携病院とがグループを構成して研修を行うこととなっております。そしてこの専門研修を受ける医師を専攻医というのですが、この専攻医はさまざまな症例を経験するために、グループ内の病院をローテーションしながら研修をすることになります。その際、連携病院のほうでは、専攻医を教育するための指導医が必要になるんですが、地域の連携病院では指導医が不足しているという状況もございます。ですので、基幹病院から指導医の派遣を促進する必要があります。このため、地域の連携病院に、新たに指導医を派遣する基幹病院に対して、代替医師の雇用にかかる経費などを支援する事業でございます。

永井委員 では、特に、課別説明書に書いてある産科、小児科が少ないから、その産科小児科の指導医に対してだけの予算ということですか。

井上医務課長 これは国の単価で決まっております。産科小児科に対しては、1人当たり年間513万円、これ以外の診療科では356万円ということでございます。

永井委員 ありがとうございます。書いてありました、済みません。

では、最後に、この事業によって来年度、何人ぐらいの派遣を見込んでいるのか、また事業実施にはどのような効果があるのか、伺います。

井上医務課長 まず派遣人数の見込みでございますけれども、現在山梨大学医学部附属病院などの基幹病院においては、来年度の配置調整を行っているところでございまして、具体的な人数は定まっておりますが、予算上は当面8名分を計上したところでございます。

次に、事業実施の効果でございますが、一義的に言えば、地域の病院でも充実した研修が受けられる体制の構築ということで、県内の専門研修体制の強化ということでございますが、実質的には、地域の連携病院に、指導医と専攻医の2名が勤務することになりますので、医師の地域偏在の是正につながるものと考えてございます。

(子ども・子育て「みんなで応援」推進事業費について)

永井委員 済みません、先ほどの続きで子の7ページ。16番の子ども・子育て「みんなで応援」推進事業費について伺います。

子育て支援局ができて1年なんですけれども、子育て支援について県民の関心が非常に高い部分の中での新規事業ということで、地方創生のお金を使って今回新しい事業でこの推進事業費というのをもっていますけれども、まず、ここに書いてある事業内容の中に、やまなし子ども・子育て応援県民会議っていうのを設置すると書いてありますけれども、これ、どのような目的で設置をして、具体的にどのような事業をするのか、内容をお伺いいたします。

下條子育て政策課長 これまでも県では子育て支援団体と連携しまして、連携の強化とか県内の支援団体のネットワーク化を図ってきたところでございますけれども、子育て支援団体だけではなく多くの方々と連携し、子育て支援にかかる機運の醸成

を図りながら社会全体で子育て支援を推進していくことが必要であると考えたところでございます。

このため、保育、教育関係者や企業、関係団体、NPO、子育て支援団体などからなる県民会議を開催し、子育て支援について意見交換を行うとともに、各団体がみずから取り組む子育て支援について情報共有を図るなどしまして官民協働による取り組みを進めていきたいと考えております。

永井委員 わかりました。今、子ども・子育て会議っていうのをメインにやっていて、それは教育者の方だけだと思うんですけど、この子ども・子育て会議とはまずどう違うのかということと、これを設置したら、この子ども・子育て会議、今までのこの子ども・子育て会議っていうのはどうなっていくのか伺います。

下條子育て政策課長 子ども・子育て会議につきましては、附属機関の設置条例で決まっております。設置の目的は、やまなし子ども・子育て支援プランの進行管理と、施策の実施状況の調査、審議をすることとなっております。ここにおきましては今般設置する応援会議とは全く目的が別でございます。今般の応援会議の開催は官民協働による取り組みを進めていくことで設置したいと考えております。

永井委員 わかりました。違いがよくわかって、官民協働の取り組みということなんですけれども、これは具体的にその官民協働でやる事業をこの会議の中で話し合いをし、それを県政に反映していく、新たな事業を起こしていくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

下條子育て政策課長 構成団体である企業であるとかNPO、それから関係団体におきまして、みずからも子育て支援施策を実施していただきたいという、そういう思いがございまして、実施していただいた内容について情報共有を図っていきたいと考えております。

永井委員 わかりました。あと、年どれぐらい開催予定ですか。

下條子育て政策課長 今の想定ですとおおむね50名程度の会議を考えており、開催は年1回程度と考えております。

永井委員 子ども・子育て会議に比べて大分委員が多いのでほんとに多方面の意見も伺えるというふうに思いますので、ぜひ、いろんな部分の普及啓発なんかも、この50名の中で多分できると思うんです。

例えばよく私が言う、やまなし子育ての日なんかも、ぜひこの会議の中でPRを、今年も事業費そんなにないので、さまざまな機会にPRをしていただきたいと思います。

次にこの「WEラブ赤ちゃん」プロジェクトっていうのが下にありますけれども、プロジェクト協賛企業等へのステッカーの配布とあるんですけども、どのようなことをするのかということと、また、どのぐらいの規模で、ステッカーを大体どれぐらい配るのかっていう部分もあわせて教えてください。

下條子育て政策課長 「WEラブ赤ちゃん」プロジェクトですけども、赤ちゃんを連れて外出すると泣き声が周囲に迷惑をかけるのではないかと気にしまして外出をためらってしまう保護者の方に対しまして、みんなが応援しているよという気持ちを

県全体に広げることで社会全体で子育てをしていく機運の醸成を図っていきたいと考えております。

そのために多くの県民の方や店舗や企業の方に「WEラブ赤ちゃん」のステッカーやポスターを配布いたしまして、それを表示していただき、赤ちゃんが泣くのは当たり前、だから泣いてもいいよという、そういうメッセージを多くの方から発信していただきたいと考えております。

枚数でございますけれども、発注元が決まっておりますので、そこと協議しながらできる限り多くの枚数を印刷したいと考えております。

永井委員 具体的な枚数は、この59万1,000円の中で、その会議もあるから今からということなんですね。わかりました。

企業にこれを配るってということなんですけれども、例えば泣いちゃ困るよってところは企業とかレストラン以外でもあると思うんですよ。例えば公共施設とかバスなどの公共交通機関とか。そういう部分もこういうステッカーを例えば山交さんに行って貼るとかっていうこともできると思うんですけど、企業以外、公共交通も企業といえ企業なんですけれども、そういう公共施設とか、公共交通機関なんかには、アプローチはどんな形でするんでしょう。

下條子育て政策課長 多くの県民の方、また企業、団体の方に賛同していただきたいと考えておりますので、公共交通機関におきましても依頼をしていきたいと考えております。

永井委員 わかりました。

済みません、こっちのほうを最初に聞けばよかったですけれども、この泣いてもいいよというメッセージが広がっていくために、今、募集をいろんな企業にすると、公共交通機関にもしていただくというようなことなんですけれども、この賛同する企業さんとか商店さんの増加につながる工夫が必要だというふうに思いますけれども、どのように実施していくのか伺います。

下條子育て政策課長 多くの方に賛同していただくために、まず、現在、子育て世帯の割引とか、特典を受けられるやまなし子育て応援カードがございますが、その応援カードに協賛していただいている店舗にまずは協力をお願いしていきたいと思っております。

この際には多くの保護者の方をご覧になっています、やまなし子育てネットにおいて「WEラブ赤ちゃん」プロジェクトに賛同していただいている店舗等を紹介いたしまして、店舗の認知度を高めることで店舗のメリットになるようにいたしまして、そして協力の理解を深めていただきたいと考えております。

永井委員 やはり、私も今そこのアプローチの窓口で使ったらどうですかって次に聞こうと思ったんですけども、やっぱりそこを使うということ。

子育て応援カードの協賛企業ってほんとにたくさんあるんですよ。それこそ、食べ物屋さんだけじゃなくてレンタカーとかそういった部分もあるというふうに思うんですけど、ちなみにこの子育て応援カード、多分いろんなところに今できる限り多くって言ったんですけど、今、子育て応援カードに協賛してるこの企業って何社ぐらいあるかわかりますか。

下條子育て政策課長 子育て応援カードへの協賛店舗につきましては、本年2月1日現在で731店舗でございます。そしてカードの交付枚数は4万9,546枚となっております。

おります。

永井委員

実は私も持っているんですけど、県もPRしていて、口コミでじわじわ広がっていて、非常にいいカードだなということで、このカードの存在って結構知られているんですよ。なので、今、言った731店舗にアプローチをして、この「WEラブ赤ちゃん」プロジェクトっていうのを改めて始めるよっていうことを伝えさえすれば、ほんとに普通にCMを打つなんかよりもよっぽどたくさん周知につながると思います。

ぜひ、この731店舗全部に一応声だけはかけて、当然子育てに必要、子育ての部分に関して意識の高い企業さんだというふうに思いますので、先ほど、課長おっしゃったように。これは子供を広く受け入れているよってほんとに企業のインセンティブにもかなりつながってくるというふうに思いますので、ぜひしっかりと周知をお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

(青少年育成事業費について)

最後に子の18ページ、青少年育成事業費です。子供の貧困は経済的な困窮の問題にとどまらず、学習意欲とか自己肯定感の低下などさまざまな影響を及ぼすと言われております。

本県でもおよそ10人に1人が相対的貧困状態にあるということの調査結果も出ているということで、さまざまな場面で本会議とか、この委員会の中でも子供の貧困については質問をたくさんされている議員の方たちもいます。

今回予算案として提出されましたこの青少年育成事業費のうち、子どもの居場所づくりに関する新規事業、3番と4番について何点か伺いたいと思います。

まず、子供の居場所というのは具体的にどのような居場所であって、どのような役割を担う場所なのかお伺いたします。

土屋子ども福祉課長 子供の居場所について明確な定義があるわけではありませんけれども、いわゆる子供食堂ですとか、あるいは学習支援、そういう遊びの場なども含めて、いずれも学校や家庭以外で子供が安全で安心して過ごせるといったような場所で、そこで子供が自立心を養うとか、あるいは将来の具体的な目標を持つことができるといったような、さまざまな活動がされているところと考えております。

永井委員

わかりました。

その定義もありつつ、3の子供の居場所づくり推進事業費補助金と4の広域的活動拠点設備整備事業費補助金ですけども、これ具体的な内容を教えてください。

土屋子ども福祉課長 3の子どもの居場所づくり推進事業費補助金につきましては子供食堂等とあるんですけども、明確な定義があるわけではない中でそういう子供食堂であったり学習支援の場であったりとか、そういった民間の活動を普及させていきたいというようなことから基本的には市町村の中のそういう子供食堂など居場所に対する設備について助成をするものになります。

4番のほうも一緒によろしいでしょうか。

永井委員

はい。

土屋子ども福祉課長 4番のほうの広域的活動拠点設備整備事業費補助金につきましては、これは設備整備になりますけれども、複数市町村にまたがるような形で広域的な活動をしている、特に子供の貧困対策に資するような活動をしているところに対して補助をするということで、3と4の違いにつきましては3のほうは市町村内域ということで基本的には市町村に対して補助をするというふうな補助金になります。4番のほうについては複数市町村またがる広域的な活動ということで、県が直接この団体等に補助をするという制度を考えております。

永井委員 その4番なんですけど、これは拠点整備の補助金ということなんですけど、これ、具体的にどんなものに使えるのか。また広域的にやっている団体っていうのが県内にどれぐらいあるのか、数もわかったら教えてください。

土屋子ども福祉課長 この広域的活動につきましては、余り用途を厳密に限定しないで、運営費ではなくて、どちらかという設備的なものについて広域的な活動をする上に当たって必要なものについて補助をするということで、1件当たり50万円を上限として3カ所程度を考えています。

ちなみに3は20万円を限度に10カ所程度考えているところです。広域的な活動をしている法人ということですけども、NPO法人についてはそれぞれ活動域というのを一応申告することになっております。申告から抽出すると大体56団体ぐらいになると思っております。

永井委員 じゃあNPOじゃなくても広域でやっているものであればもらえるっていうことですよ。

この3番の子供食堂等に、学習支援があったり、先ほどおっしゃられたように子供食堂があるというふうに思うんですけども、私も子供食堂を視察もさせてもらい、やっぱり設備に関して非常にいろんなものに関してお金が結構かつかつでやられているところもあるんですけども、これはただ単に設備、今からじゃあ例えば何かの設備を買いますよっていうものなのか。それとも新しく何かをやるからこれに対しての補助をするのかっていう、多分両方の側面もあるというふうに思うんですが、これはオールマイティーに設備の整備の部分に関して1件当たり20万円使えるというような認識でよろしいのでしょうか。

土屋子ども福祉課長 基本的には、今子供食堂をやっている団体等が新たに子供食堂をやりながら学習支援をやるよとか、子供食堂をやりながらこういうことやるよとかいったような新たな取り組みについて助成対象としたいと考えています。これから子供食堂をやりたいという方が、例えば食器類だとか、あるいは冷蔵庫ですとか、そこに資するものについて、補助していきたいと考えております。

永井委員 ちょっと断続的に新しいもので、そういうふやすっていうものに関してでも使えるということであるというふうに、わかりました。ありがとうございます。

この子供の居場所づくりなんですけれども、この居場所づくりを推進することによってどんな効果が期待できるのか、この3、4をより充実させて子供の居場所づくりを推進することで、どんな効果が期待できるのかお伺いをいたします。

土屋子ども福祉課長 こういった居場所を通じて子供がさまざまな体験ができるということ、それと、そういうさまざまな体験を通して自立心を養っていったりとか、あるいは子供の貧困については自己肯定感が低いといったような調査結果もあ

りますので、そういった自己肯定感を高めていただくと。あるいは自分と違う世代の大学生であるとか、大人の方と触れ合うことで将来の目標を、具体的な目標を持ってもらうというきっかけになっていただければいいなと思います。それと、もう一つはやっぱり子供の貧困というのは非常に目が届きにくいと。自分からは発することが難しいといったような課題もあるので、そういったさまざまな方が集まる地域のコミュニティーとして、子供だけでなく保護者も含めて孤立を防ぐとか、あるいは貧困を早期に発見するといったような役割が期待できると思っております。

永井委員

ありがとうございました。子供の貧困というくくりなので、何か低所得の家庭の子供を想像しがちなんですけれども、子供食堂に来る子供って意外と孤食、要は1人で食べる子供が多かったりする場合があります。

なので、この子供の居場所づくりっていうのは国も今積極的に一生懸命働きかけてくれる部分もありますし、そういった広い、子供が1人で孤独に御飯を食べたり、勉強したりっていうことの部分を解消するには、ほんとにこの子供の居場所づくりっていうのは重要だというふうに思います。

先ほど課長が子供の居場所っていうのは具体的にどんな場所かっていったときに安心安全な場所だというようなことをおっしゃっていました。この事業をさらに充実させて、子供の貧困解消、もしくは1人で悩んでいる、もしくは1人で生活する子供の解消につながっていくことを期待いたしまして質問とさせていただきます。

答弁結構です、ありがとうございました。

(県立病院機構運営事業費について)

志村副委員長

では、よろしく願います。ちょっと確認を、質問ですけど、確認しながらいきたいんですけども、福の64ページで県立病院機構運営事業費、運営費負担金のところ、昨年度の予算額とかなり額が変わっていると思いますが、この理由と内容についてお願いいたします。

井上医務課長

県立病院運営費負担金につきましては昨年度との違いでございますが、集中治療室の運営に要する経費で金額がふえております。これは無菌治療室を第二期中に8床整備したものですから、この部分が運営費負担金の対象となっているものでございます。

志村副委員長

承知しました。それから、福の72ページで、衛生環境研究所の試験研究費については本年度増額になってはいますが、これについてはどんな内容なんでしょうか、願います。

大澤衛生薬務課長

衛生環境研究所の試験研究費の588万7,000円につきましては、2に重点化研究というところにあるとおりミネラルウォーターの特性に関する研究でありますとか、イネ科ブタクサの花粉の研究というものが重点化研究ということで今年度の6月補正から予算がついて2年度事業ということで行うことになっておまして、ここの部分について増額という形になっております。

志村副委員長

承知しました。

(産前産後ケアセンター事業費について)

次が、子の13ページ。産前産後ケアセンターは、先ほど皆川委員からあり

ましたんで前年度と予算額が変わっているのか、いないのかちょっと確認をさせていただけたらと思います。

下條子育て政策課長 産前産後ケアセンター事業費におきましては、(1)の運営費補助金につきましては、前年度の上期の実績から来年度を推計しておりますので、その分は若干変動がいたしております。事業内容は、PR事業、それから電話相談事業そしてまたメンタルヘルス事業で、変わっているところはございません。

志村副委員長 若干減額になっているということですかね。

下條子育て政策課長 若干増額になっているということです。

志村副委員長 増額ですか。承知しました。

(自殺対策総合事業費について)

あとは福の49ページからで、自殺対策総合事業費の関係で御説明がありました点についてですけれども、4番それから、その次の次のページ、21番のちを守るSNS広告事業、いのちを守る検索連動型広告事業っていうことで、こうした取り組みをやっているところっていうのも、もしかしたら先行してあるのかもしれないんですけども、効果が非常にあるのかなのかっていう、そういうところのこういう広告を打って自殺の抑止につながってきたというような、もし先行事例とかあるんであればちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

小澤障害福祉課長 先行している取り組みは、何件かございますが具体的にいうと京都府での取り組み、同様にSNS、インターネット等で広告を出している部分でございますけれども、こちらですと、こういった広告を出すことによって相談件数が増加をしているということで具体的に効果が出ているというふうに伺っております。

ちなみに京都府では平成29年度からこのインターネット等の取り組みをしておりますけれども、その前の平成28年度は448件の相談件数であったものが平成29年度は706件という形で250件以上ふえているという効果があったというふうに受けております。なので本県でも同様な形の期待をしているところでございます。

志村副委員長 わかりました。山梨もちょっと自殺の関係が、数字が発表されるものが余りよろしくないということで、今ちょうど月間ということで自殺対策に取り組んでいただいているということなんですけど、そのあわせて地域自殺対策強化民間団体等っていう事業にも1団体当たり30万円っていうことでされていて、これに関してはちょっと具体的な内容を民間団体がどんなことをされているのか御説明をいただければと思います。

小澤障害福祉課長 例えば、富士北麓地域におきます民間団体におきましては、青木ヶ原におけます見回り活動、見守り活動等を実施していただいております、それにかかります経費、具体的にはガソリン代とかいったものにつきまして助成をさせていただいたりしております。そのほかの団体もさまざまな形で啓発活動とかしていただいておりますので、そういった取り組みに対しまして補助金を差し上げているという状況でございます。

志村副委員長 今年度は私たちも参加ができなかったんで、また機会を捉えて参加できたらと思います。

(薬局等指導監視事業費について)

あと1点だけ、最後に福の77ページで薬局等指導監視事業費っていうのがあるんですけども、これはどんな方が、どんな指導監視を実施しているのか内容の御説明をお願いします。

大澤衛生薬務課長 薬局等指導監視事業費につきましては、保健所における薬局の監視指導でありますとか、あるいは店舗販売業いわゆるドラッグストア等の監視指導、それから、この経費の中にはジェネリック医薬品を買い上げてその中にちゃんと成分が入っているかという、買い上げのための費用でありますとか、薬局の薬剤師への研修会ですとかそんなような費用で監視指導とそれから、研修会それから、医薬品の安全性に関する事業というような内容になっております。

志村副委員長 じゃあ保健所の方々が薬局の監視なりチェックに伺うっていう、そういう理解でよろしいのかなと思いますけども、これは薬局薬店もかなりたくさんあって、それぞれに圏域ごとに軒数もかなりものだと思うんですけども、ある程度定期的に行っているのか、あるいは何年に1回ぐらいの感じで全体を回るとかっていうふうな、その辺のタイミングとかスケジュールというのはどうなっているんでしょうか。

大澤衛生薬務課長 保健所におきます各薬局等への監視指導につきましては、当然薬局の許可につきましては更新時期が6年に1回ということですので、当然その時期には必ず1回は行くということですが、そのほかにも、3年に1回程度は定期的に行くという、あるいは当然そのいろんな薬のことで苦情とか、県民から寄せられるというケースもございますんで、そのような場合についても行って確認をして指導するとかいうようなことで対応しているところでございます。

志村副委員長 今はいろんな業態というか、薬局も日常生活用品から食品までいろいろ販売もしていて、ほんとに身近なところで、しかもその薬もジェネリックをできれば使っていただきたいっていう希望もある中で、私たちが心配しないような薬剤の購入ができるようにまた取り組んでいただきたいのとあわせて、お薬もその今度のかかりつけ連携手帳ですか、そういったものも含めて電子化にもつなげていただけたらっていうことも各方面からも言われていますんで、また今後もそうした取り組みも含めて対応もしていただけたらと思います。質問は以上ですけど、もしお答えがあればお願いします。

大澤衛生薬務課長 薬局等の監視指導につきましては定期的な監視指導、それから麻薬等も取り扱っている事業所がございましてその取り扱いも適正にされているということも含めて指導をしているところです。

それからジェネリック医薬品につきましては、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるということは大変重要なことですので、そのような普及啓発、それから当然その薬の適正使用ということで患者の方々への飲み方ですとか、そういうことを適正に指導していただくというようなことが必要ですので、その辺のところにつきましては研修会等を通じて啓発をさせていただいているところです。今後ともそのような活動を続けていきたいと考えています。

(失語症者意思疎通支援事業費について)

向山委員

何点かお伺いをいたします。まず福の38ページの失語症者意思疎通支援事業費についてお伺いをいたします。先ほど説明もいただきましたけども、まず失語症者についてはどのような状態のある方であるのか、また県内にどのくらい対象者の方がいらっしゃるのかお伺いします。

小澤障害福祉課長

失語症者でございますけども、脳出血または脳梗塞あるいは事故などによりまして大脳の言語に関する中枢が損傷されることで、それまで自由に使っていました話す、聞く、読む、書くというような言葉の機能が低下した状態にある方のごとでございます。症状といたしますと、言いたい言葉が出てこないとか、あるいは言い間違いや聞き間違いがある。また、聞いたり読んだりしても意味は理解できないなどさまざまな症状がございます。県内には山梨県言語聴覚士会によりまして2,500人ほどいらっしゃるのではないかと伺っているところでございます。

向山委員

2,500人の方がこの失語症ということでいらっしゃるということなんですけども、実際にどのような支援が必要だというふうに県のほうで認識をされてますでしょうか。

小澤障害福祉課長

失語症の方につきましては、先ほど申しましたように言葉に関する意思疎通が非常に難しい方でございますので、例えば役所での手続、また病院での手続、また交通機関の利用や買い物などの日常生活全般におきまして支障が生じておるということでございまして、それに伴いまして社会から孤立しがちな状態にあるという課題があります。そのため、外出の場面などにおきまして、失語症の方の支援を行います意思疎通支援者を派遣いたしまして、公共施設や交通機関の利用援助、あと会話の内容援助などの支援を行うことが求められているところでございます。

向山委員

そうした意味で今回新しく新規事業ということなんですけども、事業内容にありますとおり指導者養成研修等への派遣、支援者養成研修の開催等とありますけども、まずこの内容についてももう少し具体的にお伺いします。

小澤障害福祉課長

失語症者の意思疎通支援者につきましては、現在はこの失語症の方に対します支援については御家族が中心になって行っております。また、そういった御家族の御負担、あるいはまた将来への不安など考えますとこの意思疎通支援者を養成しておくことは喫緊の課題というふうに認識をしておるところでございます。まず1つ目の指導者養成研修でございますが、まず支援者を養成するためにはその研修の講師となります指導者を養成していく必要がございます。こちらのほうは毎年都内になります失語症者向けの意思疎通支援者指導者養成研修という研修がございます。そちらに指導者となっていただく方を派遣していきたいと考えております。

もう1点の支援者養成研修につきましては、こういった養成をされた指導者の方の講師、そういった方に講師になっていただきまして、意思疎通支援者を県内に具体的に養成をしていきたいというものでございます。

向山委員

この新しい新規事業によって、今、御説明いただいた部分を進めることによってこの県内の2,500名余りの方々に対してどのような効果が期待できる

というふうに考えてますでしょうか。

小澤障害福祉課長 失語症者に対しまして意思疎通支援者を派遣することで失語症者の日常生活全般への支援を行いまして、失語症者の自立と社会参加の促進が期待できる場所でございます。そのため県内の全市町村に、県といたしましては意思疎通支援者が配置できるように研修会を開催させていただいて支援者の養成に努めていきたいと考えております。

向山委員 ぜひ効果的に進めていただきたいと思います。

(福祉人材センターの設置運営費について)

次に、福の7ページで福祉人材センターの設置運営費というところでお伺いしたいと思います。福祉人材センターについては先ほど皆川委員のほうからも質問ありましたが、介護助手の担当というか、仲介業務に当たるということなんですが、まずこの福祉人材センターのこの設置運営の中の3,000万円余りのこの予算でどのような事業を行うかお伺いします。

斉藤福祉保健総務課長 福祉人材センターの事業の関係でございますけれども主に福祉人材の無料職業紹介の実施、それから社会福祉事業の説明会、講演会等の実施、それから啓発、広報事業の推進でございます。

向山委員 一応確認なんですけど、年間の実績どの程度あるか、今年度、昨年度ものがあれば数字をお伺いしたいと思います。

斉藤福祉保健総務課長 平成30年度のまず状況でございますけれども、窓口での相談人数につきましては598件でございます。それから、平成30年度末の求職の登録の人数につきましては、1,084人。一方の求人の登録につきましては9,141名でございます。済みません、平成30年度におきまして紹介をしたもの、いわゆるマッチング等ができたものにつきましては、82名。そのうち採用につながったものが36名でございます。

一方、それとは別に就職フェアを実施しておりまして、そちらで採用につながった者が31名でございますので、先ほどの36名と合わせまして平成30年度におきまして福祉人材センターが関与しまして採用に至ったものは67名となっているものでございます。

向山委員 そのうち、高齢者の方が実際に就職したっていうのはどの程度かわかりますでしょうか。

斉藤福祉保健総務課長 センターで仲介をしました36名のうち、65歳以上の者は3名の状況でございます。

向山委員 わかりました。窓口に来られた方、登録されている方はそれなりの一定の人数がいると思うんですけども、実際に就職をされた方、特に高齢者の方が3名ということで、この福祉人材センターに今度は介護助手ということで高齢者、例の介護助手の就業を紹介するというのでこの実績も踏まえてこの実績自体を県としてどのように評価をされてますでしょうか。

斉藤福祉保健総務課長 福祉人材センターの取り扱い業務につきましては、背景としまして労

働人口の減少、あるいは福祉に対するイメージの問題、それから、他の産業との比較などの影響もございまして、紹介自体の件数が低迷しているっていうことに起因しているところがございます。そのため、広く福祉人材センターの広報等に努め、活性化するように努めていきたいというふうに考えているところがございます。

向山委員

今、評価の面でもお伺いしたんですけども、その福祉人材センターの場所というのがなかなかわかりにくい場所でありまして、委員会のほうでも別の事業所でありますけどお伺いをしたときに、入り口がなかなか暗かったり、特に場所であれば高齢者の方が今度あそこに行ったら窓口に行けば1階じゃなくて4階まで上がらなきゃいけないっていうこともあると思います。そうであれば今度介護助手、介護人材が一番重要であるっていうことの認識に立てば、なるべく多くの方に門戸を開いて来ていただけるような環境整備もハード面として必要じゃないかなと思いますけども、そこら辺は福祉人材センターについてどのような今後、要望、要請等を行っていくような考えがあればお伺いいたします。

齊藤福祉保健総務課長 福祉人材センターにつきましては、利用される利用者等の方の御意見、どんな点が使いにくいのか、そういったこともお聞きしたいというふうに思っております。そういった利用をする方を対象にしたアンケートなどを実施することを検討いたしているところでございます。

そういった意見を踏まえまして、改善できる点につきましては改善していきたいというふうに考えるところでございます。

向山委員

ぜひ、場所についてはいろんな方の意見があると思いますけども、できれば自分は例えば求職者の方が行くようなハローワークの近くだったりとか、あるいは仕事を探している方々の近くで一緒にそういう介護助手あるいは介護人材を受け入れることができるような場所に移していただいたほうが効果はより上がるんじゃないかなというふうに思います。

あと、ソフト面でいけばそこにいる職員の皆さんが努力をされていると思うんですけども、やはり積極的に情報を集めてマッチングについても、これ見るとマッチング率も高いのか低いのかっていうとそんなに多くないようなところもあると思いますので、そこら辺の職員の皆さんの情熱とかいろんな部分もあると思うので、そこはぜひ県として指導できるところは強化をしてやっていただきたいなと思いますが、最後にお伺いいたします。

齊藤福祉保健総務課長 県といたしましても福祉人材センターの職員と意見交換、意思疎通を頻繁に図りたいというふうに思っております。その中で双方協力しながら活性化が図られるように努めてまいりたいと考えております。

向山委員

ぜひ、よろしくお伺いいたします。

(自殺対策総合事業費について)

次に、先ほど志村委員のほうからありました福49の自殺対策のところ、SNSについて自分も1つだけちょっとお伺いしたいんですが、具体的にこのSNSの広告事業費で120万円。それ以外の部分もあると思うんですけど、どういったメッセージ、業者をお願いをして出してもらうのか、山梨っていうキーワードが出てきたらどういう広告が出てくるのか。もし、今わかっている範囲でお伺いしたいと思います。

小澤障害福祉課長 SNSにつきましては、地域限定で山梨限定にさせていただきたいと思えます。ですので、利用者が山梨県から、例えばキーワードとしまして、自殺に関連するようなワード、死にたいとかいったようなワードを入力したときに最初の画面に広告という形で、今、考えておりますのは相談窓口の具体的な電話番号等が出るような形で広告を出していきたいと考えているところでございます。

向山委員 そうすると、山梨の携帯のその位置情報で山梨にいる人が自殺とか、死にたいとか、そういうようなワードをやったときに自動的に出るようなシステムにして、それを業者さんをお願いするようなイメージでいいですね。

小澤障害福祉課長 はい。そのとおりでございます。

向山委員 効果がどの程度出るかも見きわめながら、試行錯誤しながら、それもぜひ進めていっていただきたいなと思えますし、山梨に来てそういったことがないように新しい手法だと思えますので、ぜひ取り組みを進めていっていただきたいなと思えます。

(結婚・妊活応援事業費について)

次に、子の13の結婚・妊活応援事業費についてお伺いします。子育て支援局としてこの4月から結婚、妊娠、出産に関する事業に取り組んでいると承知をしていますけども、少子化対策として重要なこの晩婚化、晩産化の改善のために実施するこの今回の事業だと認識をしています。

どのような背景からこの事業を実施したのか、県の見解を改めてお伺いいたします。

下條子育て政策課長 平成27年度に山梨県で実施しました県民アンケートでは、いずれ結婚するつもりと回答された方が9割を超えております。また国の出生動向基本調査によりますと、結婚の利点として子供や家族を持てると回答した未婚の割合は1980年以降男女ともにほぼ一貫して増加しております。

これらから、将来的な結婚意思はあり、結婚して子供を持つという意思も減退していないことがわかりますけれども晩婚化、晩産化は進行している状況でございます。

これは、若者が妊娠、出産に関する知識理解が乏しく、結婚、妊娠、出産の具体的なプランを描けていないことが原因であり、結婚前の若者がみずからの結婚や妊娠などのライフプランを描けるようにする必要があると考えたところでございます。

また、もう一つの事業がございしますが、晩婚化、晩産化の影響もありまして不妊治療を受ける夫婦は増加しておりますけれども、平成29年度末の厚生労働省の調査によりますと不妊治療経験者の35%は仕事と不妊治療の両立ができなかったと回答しており、退職した者は16%に達するなど仕事と不妊治療等の両立が難しい状況でありますので、企業に対して、不妊について理解し、従業員を支援するように働きかける必要があると考えたところでございます。

向山委員 今、事業内容をお伺いしましたけども、この後、効果はやっていただければ出てくると思うのですが、まずはそこに参加をしていただくことが重要だと思いますけども、そこについての参加対象とか、そこにどういうふう呼びかけ

をしていくかというところをお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 まず高校生、大学生、専門学校等におきましては、こちらのほうから働きかけていく、学校に働きかけるというふうなことでございます。それから、企業におきましては5人以上の企業を対象といたしておりますので、また、これを委託する団体におきまして個別に企業を回っていただくということを考えております。

向山委員 多くの企業に参加をしていただいて、理解を深めていただいて、チャンスは至るところにあると思いますので、ぜひいろんなコネクションを使って声かけていただいて理解を深めていただけるような取り組みをお願いしたいと思います。

同じページの産前産後ケアセンター、幾つか出ていて、自分は1点だけこのPR事業費の中で、このPRっていうのは県外に向けたものも入っているのか、県外にやるとしたらどのような手段を使って行っているのかをお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 産前産後ケアセンターにおきましては県と県内の市町村が連携いたしまして運営費補助を出しているところがございます、基本的に県内の方が対象となっております。

向山委員 私も妻が利用させていただいて、いろんなお話を聞くとやはり県外の方で里帰りをして利用をされている方とか、先ほど世田谷区の話もありましたけども、世田谷区と比べたら安かったりするんですね。

そうすると、県内の人ももちろん、これだけやっていけばある程度は広がってきている部分もあると思うんですけども、県外での広報のときに山梨県はこういう施設がありますよと、ぜひ来ていただいて利用してくださいって、県外の人にも利用できる場所だと思います。ぜひそうした部分を他部局、広聴広報課とも連携をして、県外へのPRのときにこうしたPRも一緒にあわせてやっていただくような取り組みもしていただくと、県外からの取り込みも結構あるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

下條子育て政策課長 御指摘ありがとうございます。確かに出産のために里帰りをしたときにお使いになっていただくこともいいかなと考えておりますので、県外にお住まいの方に対してもセンターのパンフレットを配るなどの工夫をしていきたいと考えております。

向山委員 ぜひ県外にも行って、子育ての山梨っていうところを広く知っていただけるような取り組みを進めていただきたいと思います。

(児童養護施設退所者等自立サポート事業費について)

最後に子の22のやまなし社会的養育推進事業、新規の児童養護施設退所者等自立サポート事業費についてこの事業の中身について具体的にお伺いしたいと思います。

土屋子ども福祉課長 児童養護施設退所者等自立サポート事業費の中身ですけれども、これは児童養護施設等を退所した後に、大学へ進学したりとか、あるいは自立をしてアパートで過ごす、就職をして働くといったような退所者の方が、退所後1

年以内に離職をするとか転職をするとか、あるいは学校を中退してしまうといったような割合が比較的多いという調査結果があります。そのため、自立支援コーディネーターを、県内2カ所に配置をして、その方たちに例えば生活の面での相談ですとか、就職した後の悩みですとか、あるいは進学をした後のことですとか、そういうさまざまな相談に乗っていただくという事業になります。

向山委員　これは推進計画の中にも入っている部分で進めていかれると思うんですけども、推進計画の中で、その退所した方の居場所づくりも進めるってあるんですけども、今後そうしたものもあわせて行っていく考えでしょうか。

土屋子ども福祉課長　そういった、さまざまな就労とか生活面の相談とともに、やっぱり退所された方が、また退所後もその地域の中で交流ができるような場があるということが、孤立を防いだりとか、同じ悩みを共有したいということで非常に有効だというふうなこともありますので、こういった交流の場を積極的につくっていきたいと考えております。

向山委員　ぜひ、新しい取り組みであると思いますので、前向きに進めていっていただきたいなと思います。

(障害者交流活動推進事業費について)

飯島委員　福の34ページです。午前中、山田委員からも質問があって回答もいただいているんですけど、もう少し詳細にお伺いしたいと思います。

私、これ見てとてもいいなと思いました。障害者あるいはその親御さんの出番をつくって、そして健常者の人たちと人格や個性を尊重しと、こういうやっぱり交流することでふだんなかなか接することがない人も障害者の皆さんと接してそういう実態がわかるという意味ではとても期待をしまして、マル新で初めてなことなんで、ぜひ首尾よくやっていただきたいという、こういう気持ちの中で質問させていただきたいというふうに思います。

午前中の回答の中で場所はイオンモールで3部構成で、パラリンピックの前ぐらいに実施したいという回答があったと思うんですが、その人数、ファッションショーとなるとやっぱり人が出るわけでありますから、その人数の規模はどのぐらいを考えていますか。

小澤障害福祉課長　まずモデルとなっていていただく方につきましては、まず障害のある方につきましては20名程度を考えております。それと合わせて障害のない方も含めてほぼ同数程度を募集したいというふうに考えております。

特に障害のある方につきましては特別支援学校や、あるいは福祉施設の方々にお声をかけさせていただいて募集をさせていただくとともに、また在宅者の方にも市町村を通じて募集をさせていただければなというふうに考えております。

飯島委員　20名、20名、保護者も同じように同数ぐらいくるというと100人ぐらい、100人弱ぐらいかなというふうに思うんですが、これの発信先も今お答えしたと思うんですが、人数の制限があるのでなかなか幅広くということは難しいかもしれませんが、実は、障害持った方が甲府市でバンドを組んでいて、Marina'sっていう、御存じかな、お母さんとお嬢さん2人でやってるバンドがありますね。お姉さんがダウン症なんですね。私もいろんなところで拝見しているんですが、やっぱり自分たちの出番があると元気になったり、

生きる糧になったりとかこういうことがあるのは確かなんですね。ですから繰り返しになりますけど、この障害者の出番をつくったっていうのはとてもいいんですけど、例えばこういうことに出たいのに私は知らなかったとか、人数に制限、今回は規模もあるからいたし方ないというふうに思うんですけど、その辺のちょっと心配もあるのかなと思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

小澤障害福祉課長 ファッションショーにつきましてはいろんな方法が取れるかと思えます。実は昨年も障害者芸文祭の中でプレのファッションショーという形で実施をさせていただいたところをございまして、その際には1つのグループで登場していただいて、10人以上のグループで登場していただいて1つのステージを彩っていただいたということもございまして、基本的には先ほど言いましたように20組程度というふうに考えておるところでございまして、1つのグループが参加することによって参加者がふえてくるのかなという形は検討しております。募集をしてみて、そこで参加者の状況など見ながらそこは柔軟に考えていきたいというふうに考えております。

飯島委員 ことし初めてですし予算も規模も限りがあるということでもありますから、私が申し上げたいのは、なるべく来る者は拒まずというか、発信をして大勢の参加が望ましいなというふうに思っています。

あと、やっぱり人数の規模は先ほどおっしゃった規模なんですけど、ファッションショー、私のイメージ、実は私、年に1回ある団体でやるきものショーっていうのに出ることが多くて、それを体験すると、そのファッションショーもそういうやり方はどう考えていっていかってというのもあるんですけど、舞台回し、すごい大変というか、それがポイントでいい会だったなというふうに結果になるんですけど、そこの司会者とか、どういうふうに順番でファッションショーで歩くのかってそういう段取りはなかなか県の皆さん方じゃ難しいかなと私は思うんですけど、やっぱりどっかのプロとかそういう人に委託してしっかりやんなきゃいけないと思うんですけど、その辺の計画というかお考えはいかがでしょうか。

小澤障害福祉課長 委員がお話になった舞台回しという点でありますと、具体的に申しますと、やはりプロの方をお願いをしませんとできないと思います。ですので、他県においてもこういったイベントを手掛けていらっしゃる方、既に経験が何回かある方などにお話をさせていただく中でそういった方にアイデアをいただき、実際に舞台回しをしていただくような方向で今検討しているところでございます。

飯島委員 よろしくお願ひします。

それで、これ、私の思いなんですけど、3部構成でやるとおっしゃっていましたが、今回飲食がないんですね。私、できればこういうイベントやって、飲食をともにするとまたぐっと距離が縮まるというか、お互いの理解が深まるというふうに思うんですけど、今から検討できたら、検討していただきたいし、今後そのことも参考にさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

小澤障害福祉課長 今回、会場として予定をしておりますのが先ほど申しましたイオンモールの甲府昭和のさくら広場という場所をございまして、余り飲食というのが好ましくはないのかなというふうには考えておるところでございまして。衛生環境上もそこで飲食をするというような形は余り適当ではないのかなと思っております。

すけども、今後、これを機に定着させていくという、山梨にこういった動きを定着させていくという面では今後開催する上において十分参考にさせていただきたいとは思っております。

飯島委員 わかりました。よろしく申し上げます。

あと、パラリンピック前にというお答えがありましたが、今、新型コロナウイルスがありますからその辺はフレキシブルに対応するとかいう理解でよろしいですね。

小澤障害福祉課長 やはり、参加者を初め県民の皆様の健康が第一でございますので、その点は委員おっしゃるように柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

飯島委員 よろしく申し上げます。期待しております。

(看護師確保対策費について)

次に福67ページであります。看護師確保対策費の中の一日本看護師体験事業費等についてお伺いします。この「等」というのは何でしょうか。

井上医務課長 経常的な経費でございます。事務の執行経費でございます。

飯島委員 事業やるのにもろもろいろんなことがかかるから、このような表現だと思います。特に細かく指摘するつもりはありませんが、お伺いした次第です。

あとこの一日看護師体験、これはもちろんその上の表示の確保対策の中でやるということだと思いますけど、1日のメニューと、あとどこでやるのか。何人ぐらいを想定しているのか、この辺をまとめてお伺いします。

井上医務課長 保健福祉事務所ごとに実習病院を選定しておりまして、こちらの実習病院が令和元年度では48施設ございます。

この48施設に県内の高校生1～2年生で興味のある方に参加していただきまして、令和元年度では486人の御参加をいただいたところです。

飯島委員 そうしますと高校1年生ということでありまして、将来看護師になっていただければ、効果が出たというか、ありがたいというふうに思いますが、看護師確保と銘打っていますが、その看護師さんは今一体どのくらい不足しているのかという根拠がどこかにないと、こういう取り組みやあるいはこういうことをやって、ではことしは何人ふやしたい、来年は何人ふやしたいという段取りになろうかと思いますが、今、本県では看護師さんは何人不足しているのか、それをお伺いしたいと思います。

井上医務課長 県では本年度看護職員の需給計画を策定したところでございまして、本日からパブリックコメントにかかっているもので公開されているものでございます。

これによりまして、本県の平成28年時点の看護職員数というのは1万1,281人いらっしゃいます。これは現時点で働いている方の数ですので、今の時点で需要供給が仮に一致していると考えまして、この後の将来がどうなっていくかということ推計したものでございます。そうしますと供給数、これから学校を卒業して、看護職につく方々がどういう推移をたどっていくかということ令和7年度、ちょうどことしの計画、明年から始まる計画で6年間の計画期間でございまして、令和7年時点では供給数が1万2,008人になる

というふうに考えています。プラス727人です。

これに対して、看護職として就職口がどのくらい必要になるかというか、需要がどのくらいあるかということも推計しております。これによりますと、例えばワーク・ライフ・バランスがこれ以上、もっと進展していった場合と幾つかのパターンを設定して考えているんですけども、例えば超過勤務が全くなくなって有給休暇が全員20日とれるような時点にまでワーク・ライフ・バランスが進んだ場合には、今の供給体制では不足してくることになります。

一方で超過勤務が10時間以内で有給休暇が5日程度であれば十分この供給数で需要が賄えるというような幾つかのシナリオをつくって推計しているところでございます。これによりますと、非常にワーク・ライフ・バランスが進んだ場合にはちょっと足りなくなるけれども、そうでなければ今の供給数で十分賄えるという推計でございます。

飯島委員

職場の環境でいろいろさまざまな影響があるということでもありますけども、一方どこの職場もそうですけど、現職の方が年齢をまして世代交代という、こういうことも必要かなと、そんなこともあって高校1年生、2年生っていう若い世代にターゲットをしているのかなと思うんですが、一方若いころ看護師さんをされていて、結婚して家庭に入ったけど今、時間ができたと。こういう方もいますよね。

そういう方は今はもう時代も変わってというか、時間も経て、看護師さんの仕事内容も変わったのかもしれませんが、でもそうはいつでもそういう経験のある人が応募してくれる、あるいは新たに勉強して看護師さんとして仕事を再スタートするには全く新しい人よりも短い時間で効率的にできるんじゃないかなというふうに思うんですね。なので、この一日看護師体験、私、1日あれば大体昔を取り戻したわとか、そういう人がいるのかなというふうに想像するんですが、そういう方はこの対象には入らないという、こういうことですか。

井上医務課長

委員御指摘のように、かつて看護職をしていたけれども子育てなどで一旦職を離れた方というのも非常に貴重な戦力というふうに考えております。こういった方々に対しましては福の65ページをごらんいただきたいんですが、保健師等指導費の2番のところに看護職員研修事業費というのがございます。この(7)番、潜在看護職員復職研修の実施でございまして、しばらく現場を離れていたのでもちちょっと感覚が戻るまで少し研修をしていただいて速やかな復職につなげていくというような事業もしているところでございます。

飯島委員

わかりました。ありがとうございました。

医療現場で、お医者さんもそうですけど看護師さんの皆さんも大変でありますから、人数もそうですけど、質のアップと、質の確保ということも大事でありますから、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

(がん検診管理指導事業費について)

あと、最後に福の86ページです。がん対策強化学業費の中のがん検診管理指導事業費の中の市町村がん検診の精度管理を向上させる取り組みとこういうことなんですけど、これらについてちょっと内容を詳しくお聞かせ願ひしたいと思います。

下川福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) がん検診管理指導事業費の内容につきましてですけれども、現在がん検診の受診率、これにつきましては山梨県が全国でも

トップクラスでございます。5大がん全てトップクラスでございます。

ただその反面、検診の結果精密検査が必要となった方の精密検査の受診率というのが非常に低い、全国平均よりも低い状況になっております。このがん検診につきましては国が効果的に行う方法とか指針を示しております、対象とかその頻度、またどのような形でやるか、検診の内容とか、そういったものを含めて示しております。その辺の国が示した指針に遵守してやっていけばかなり効果的な検診ができたり、また、先ほどの精密検査の受診率も向上させることができるんですけども、その辺がなかなか県内の市町村等でできてないということもございますので、その辺こちらにございます事業内容、研修会の開催、こちら市町村でありますとか、また検診機関を対象に研修会を開催、また精密検査の実施機関につきましてもやはり国が求めるような形の検診の内容をやっているところとそうでないところがございますのでそういったところを選別しまして登録制にしていくというようなことも検討していきたいということでそのための事業でございます。

飯島委員

おっしゃるとおりで、ほんと本県はがんの検診率がトップクラスと。日本でトップクラスと、だがしかし、その後の精密検査が逆に率が悪いから、なかなかがん患者さんを救うもつといい結果が出せるんだけどという話は私も承知しているところでありますけれども、そういった意味でその検査をできる機関をふやすということと、それからもう一つ、がん検診は行って、精密検査の必要もあるのに、その精密検査は大丈夫だろうと言って実際に行っていない人たちに対する教育、ある意味での、やっぱり、がん検診は済んで何事もなかったけど、やっぱり精密検査までやってもらわなきゃ困りますよと、困りますよというか、そのほうがいいですよってこういう広報というか指導というか取り組みが大事だというふうに思うんですが、その精密検査、実施医療機関の登録制に向けた検討等のこの等の中にそういうのは入っているのかっていうか、そのいわゆるヘルスリテラシーっていう方法っていうか、政策が大事だと思うんです。一人一人にね。それには精密検査の受診率を上げなきゃいけないんですよ。1つはその機関をふやすというのももちろん行きやすくなるし、門戸が広がる。でも行く本人たちにも行ってもらうように促進、促さなきゃいけないっていう、こういう取り組みが両方から必要かと思うんですが、個人にヘルスリテラシーっていうことを伝えるというか、そういう政策をするっていうのは例えばこの「等」の中に入っていると解釈していいですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 委員のおっしゃるヘルスリテラシーにつきましては、がん教育のほうとも関連してくるかと思うんですけども、そちらのがん教育についてはまた教育委員会のほうとも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

今回のこの事業の中では、やはり精密検査を受ける重要性といたしますか、その辺が、検診の実施主体であります市町村のほうからコール、リコールを徹底していただくというところで、その精密検査の大切さ、または精密検査を受けていただくということを我々がしていきたいと考えております。

飯島委員

わかりました。鋭意取り組んでいるのは承知してはいますけれども、せっかくがん検診がトップクラスと、引き続き精密検査もトップクラスになるようにやっていただければというふうに思います。

（結婚・妊活応援事業費について）

小越委員 たくさん質問するので手短かに質問したいと思います。よろしくお願ひします。まず子の13ページ、先ほど向山委員からありました結婚・妊活応援事業費、先ほどの答弁の中でライフプランを描くというのがあったんですけど、どういふプランを描くということを考えているのですか。

下條子育て政策課長 助産師がライフデザインアドバイザーとして学校とか高校、大学、専門学校、それから企業の若手従業員の方のところへ行きまして、結婚から妊娠・出産についての正しい理解を深めていただいて、結婚、妊娠、出産を含めたライフプランを描いていただこうと考えるところでございます。

小越委員 先ほどもあったその晩産化、晩婚化を改善するためとあるんですけど、晩婚化、晩産化は何か悪いことなんでしょうか。

下條子育て政策課長 晩婚化、晩産化の改善をしていくというふうなことは少子化対策の推進のために考えていることではございまして、いい、悪いということではございまして、このライフデザインセミナーを実施することによりまして将来的には晩婚化、晩産化の改善ができればいいなと考えているところでございます。

小越委員 例へば大学卒業して、高校卒業して今一番心配なのは奨学金の返済です。結婚して妊娠して何歳に子供をつくらうと思つていまして転職したらどうなるのか、今、この職場はどうなるのか、それが一番心配です。

少子化対策っていいんですけども、そもそもその子育てするお金の問題やいつ結婚できるかわかりませんし、そもそも今、性の多様性もありますし、どんな結婚がいいかわかりませんので、これを何かこれが一番ベストと決めつけるようなこのやり方は私は間違つていふと思つています。

それから、子の10ページです。幼児教育保育の無償化実施円滑化等事業費補助金4億3,000万つてあるんですけど、確か先日の補正のところこれと同じようなものがありまして、そのときに補正でマイナス3億円もしたんですよね。今回も4億円も計上しているんです。前回のときもシステム改修費が思つたより、予想よりも少なかったとか、事務費が半分以下で済んだつていふふうに答弁があったんですけど、来年またこんなになぜ計上するんですか。

下條子育て政策課長 ここの幼児教育保育の無償化実施円滑化等事業費補助金は、委員御指摘のとおりシステム改修費と事務費の2本立てでございまして、いずれも基礎額と人口に単価を掛けたもので国の基準額がつくられております。

それで今回におきましては国の基準額に沿つて事務費及びシステム改修費を積算したところでございまして。

小越委員 確か補正のときにもそうやつて2億9,000万円が6,500万円で済んだ、2億6,800万が1億円で済んだつてことでこれも10分の10、国からくるつて言ひますけども、来年多分補正大幅になると思ひます。もっとこれ、ほかのところにもお金が使えるようにするべきだと思ひます。

(やまなし子育て安心保育推進事業費について)

子の9のやまなし子育て安心保育推進事業費ですね。ここのところで看護師さんの派遣のところがあるんですけど540万円、昨年度は900万円あったと思ひますけど、なぜ減つていふのでしょうか。

下條子育て政策課長 やまなし子育て安心保育推進事業におきまして、昨年度が9施設ということで見積もりをさせていただきましたけども5施設ということで減額をさせていただいたところでございます。

これは、保育士と看護師さん等の差額がおおむね10万円ほどございますので、それでその差額の10万円をみていく、市町村と県でみていくというものでございまして、来年度におきましても9施設を見込んでいきたいと考えております。

小越委員 9施設見込んで9施設がそのまましっかり確保できるという見込みなんですか。

下條子育て政策課長 できる限り、看護師を配置をいたしまして子供が病気になったときにその不安を軽減したいと考えておりますので市町村への働きかけをしていきたいと考えております。

(保育人材確保・定着促進事業費について)

小越委員 子の7ページ、12番、保育人材確保・定着促進事業費、協議会とか保育所見学会の開催ですけど、133万円、昨年268万円で今回半分になっているんですけど、これはなぜですか。

下條子育て政策課長 ここにおきましては保育や教育の関係団体や養成校の方々に協議会のメンバーとなっただきまして検討会を開くとともに保育フェア、それから保育所見学バスツアーを実施しております。この中で保育フェアにおきましては、この構成員の方々が自主的に実施をさせていただいております。山梨県は後援というふうな形をさせていただいております。この分の差額が出ておりますので、この分減額をしたところでございます。

事業はいずれも両方実施するところでございます。

小越委員 先ほどの、やまなし子育て安心保育、保育人材もそうなんですけども、保育士さんがそもそも補正予算のときに保育士さんの需要は安定しているっていたんですけども、今、やまなし子ども子育て支援プランっていうのが出されていまして、今パブコメ中で最後の需要見込が載ってないんでわからないんですけども、今後の保育人材定着を含めて保育士さんの定着は図られるんでしょうか。その需要と供給の関係でどのようになっているんでしょうか。

下條子育て政策課長 委員御指摘のとおり、現在やまなし子ども子育て支援プランを作成中ございまして、市町村が地域のニーズに沿った数量を見込んでいきますので、それをまとめているところでございます。保育の需要と供給につきましては、希望をする保育園に入れないというようなお声も聞いておりますので、引き続き市町村と連携して保育士の確保に努めていきたいと考えております。

小越委員 やはり待機児童はいるってことで今、希望する保育園に入れなくていいんです。この保育士さんの確保についてしっかりやっていただきたいと思えます。

(感染症予防費について)

福の81ページ、確認なんですけど、感染症予防費1億1,815万円あるんですけども、確認ですけど、この感染症予防費の中に今回の新型コロナウイ

ルス対策のお金は入っていないという理解でいいんですよね。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　そこだけ限定した形の事業としては、予算としては入っておりません。

小越委員　　それで3番目の感染症危機管理対策委員会開催費とあるんですけど、この感染症危機管理対策委員会っていうのは具体的にどんなことでどのような人が何回どんなことしているんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　この感染症危機管理対策委員会につきまして、感染症が発生した際に適切に対応できるようにということで例えば医師会、看護協会、薬剤師会、また感染症指定病院であります県立中央病院やまた市長会、町村会、県の民間病院協議会や官公立病院協議会、そういった学識経験者などで構成される会議でございまして有事の際に開催するような形になっております。

小越委員　　でね、今回582万円なんですけど、昨年も一昨年も117万円ぐらいなんです。何で来年582万円になるんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　こちらにつきましては昨年度この3番、感染症危機管理対策委員会開催費等とございまして、この中、先ほどほかの機関の事業でもございましたが、さまざまなものが入っておりまして、例えば経常経費等もなんですけれども、こちらに感染症担当の非常勤嘱託職員、来年度から会計年度任用職員となりますが、その人件費も入っておりますが、昨年度実はこの会計年度任用職員の分の人件費がこの3番ではなく、次のページの8番のほうにございまして、こちらが予算概要のほうではこちら分けていたんですけれども、ちょっと課別説明のほうと分け方が整合性がとれてなかったんで今回予算概要に合わせて整合性をとらせていただいた関係でこちらのほうに人件費込みが約460万円ほどふえております。

小越委員　　それで今確か、専門家会議っていうの3人ほど知事が指名してやっているんですけど、この専門家会議と感染症危機管理対策委員会っていうのは別のお金なんですか。やっていることは別のことをしているんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　先ほど申し上げましたとおり、感染症危機管理委員会につきましてはかなりそれぞれの団体のトップを集めるということで、なかなか小回りがききにくいところもございます。

今回の専門家会議につきましては今回のクルーズ船の患者さんの受け入れなどでその患者さんが今後県内で発生した場合を含めまして円滑に県内の医療機関に患者さんの入院調整を行うことを目的としておりまして、そういった調整をするにはやはりもう少し少数で小回りのきく専門家の知見が必要ということで設置したものでございます。

小越委員　　でも、そうしたらこの感染症危機管理委員会は来年はコロナウイルスずっと続くと思うんですけども、この感染症危機管理委員会はほとんど機能しないで専門家が3人でやるっていうことですか。何か有事のときに対応して、さっき答弁があったと思うんですけど、何回ぐらいやっているのか、何回ぐらい開催しようとしているのか、それと来年、専門家の会議とこれどのように整合性、

すみ分けしてどっちが上とか下とか指示するとか支援どうなっているんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 現在、県内ではまだ患者が発生して、新型コロナウイルスの患者発生しておりませんが、例えば今後県内で発生した場合、また先般国が示しました基本方針の中で今後の患者の発生の動向によりましては途中で対策の方向性を変える転換期がございます。

そうしたものの判断の際には、やはり先ほどの専門家会議ではなく、さまざまな関係する機関に集まっておきまして皆様にも御協力しながら進めていく必要がございますので、そういった大きな決断をする際、決定をする際にはこういった危機管理対策委員会で諮った上で決定をさせていただきたいと考えております。

小越委員 今の3人の専門家会議とこの関係が少しよくわからなくなってきました。

（地域保健医療計画推進費について）

福57ページの地域保健医療計画推進費の中の、3番の地域医療構想調整会議開催事業費。これ、今やっている公立病院、公的病院の調整会議のことかと思うんですけども、山梨県は今、確か各病院から聞き取りしながら進めていこうとしていると思うんですけど、来年度これほどのように進めていこうとしているのかまず教えてください。

井上医務課長 地域医療構想調整会議につきましては本年度2月の第1週目、2週目に開催しているところでございまして、国から公立、公的病院の方針の再検証を求められている7病院がございまして、この7病院にまずは病院側に求められている再検証に対して案を出していただきまして、それに対して県が5月か6月くらいにヒアリングをしたいと思っています。そのヒアリングを踏まえまして調整会議のほうで検討していきたいと考えております。

小越委員 山梨県が独自に検証シートもつくって、国とはまた違う方向、同じかもしれませんが、いろんな僻地医療やそれから健診ですとか、その病院独自にやっているのを含めてシートを出すっていうことで、その病院の機能をちゃんと評価しようという姿勢はあると思うんですけども、5月か6月にヒアリングをして、いつごろまでに、国に報告しなきゃなんないとか、そのスケジュール的なものはもう決まっているんでしょうか。

井上医務課長 当初国は、ことしの9月末までという締切を設定していたんですが、その後その締切を撤回して今のところ国が期限を切ってはございません。

ですが、県といたしましてはまずは病院に検討していただいて、それを県のほうで検証して、その検討の方向性等を検証して、その後に調整会議のほうで議論していきたいというふうに、丁寧な議論をしていきたいというふうに思っています。

小越委員 丁寧な議論をしていただきまして、ベッド削減ありきじゃないように、今の新型コロナウイルスの問題でもベッドがしっかりと確保できるかどうかになっていきますので、丁寧な議論の中で病院を残すような方向で考えていただきたいと思えます。

（県立施設民間移行準備費について）

次に福の39ページ、先ほどからありました、県立施設民間移行準備費ですけども、なぜこれを今回やろうとしているのか説明してください。

小澤障害福祉課長 県立障害者施設につきましては、これまで、現在ですと7施設ございますが、今、役割といたしまして、県内におけます各福祉サービスがまだ民間において育っていない事業、あるいは不採算の部分、あるいは特に高度な福祉と医療が連携する部分などにつきまして県立施設で実施をしているところがございますけれども、先ほど申しましたように平成18年の自立支援法の成立に伴いまして民間におきましてもさまざまな法人が運営を充実させてきて、それぞれの特徴ある運営をしているところでございます。

そうした中、例えば、近年の情勢の変化となりますと令和3年末には児童の施設と、福祉施設につきましては、児童の福祉施設と成人の施設をしっかりと分けなければならないというようなことでそういった大きな過渡期にあるわけがございます。

さらにはそれぞれ利用者の方、あるいは保護者の方々の多様なニーズといったものも出てまいりまして、そういったことに柔軟に対応していかなければならないということもございます。現状、先ほど申しました民間施設、民間の法人が運営していて既にノウハウが蓄積されているようなものにつきましては、より柔軟な民間法人が運営することによりまして利用者あるいは保護者の方々のニーズに的確に対応できるものと考えております。

今般、この3施設につきまして民間に譲渡しまして、よりサービスを向上させるといった観点からそういった決定をしたところでございます。

小越委員 いずれも特に梨の実寮やあさひワークホームはとても古い、老朽化が進んでおります。これ、指定管理者出資法人の委員会するときにも言いましたけども、古い施設でそこに手を入れずにそのままやるのか、しっかりきれいにして使いやすくして老朽化を改善してからするのかどうするんですか。

小澤障害福祉課長 先ほど、河西委員のほうからも御質問がありましたが、老朽化を改善するといいますと例えば建てかえというような議論になってくるかと思いますが、そうした場合、要するに施設の資産価値が上がってしまいまして、売却とか譲渡にする金額が非常に増加してしまうという危険性をはらんでおります。

逆にこのまま譲渡した場合については近いうちに、民間側で整備をしていくという課題も残ってまいります。その両方考えたときに、民間であります例えば民間が整備する際には国の補助制度や、それに加えまして県の補助制度等が活用できるわけがございますけれども、県が建てる場合につきましてはそういった補助制度等が一切使えないといったものもございます。

また、民間が整備することにより、より柔軟な整備等が行えると、あるいは具体的なすばらしいアイデアが生かせるというふうな考え方がございますので、私どもといたしましたら現状のまま基本的には譲渡をさせていただきたいと考えておるところでございます。

小越委員 これは県立の施設で県の責任で老朽化に対して改善をしっかりとしておくべきでした。それを今回新しくすると資産価値が高くなる、でもそれはいずれその民間の方々が手を入れなかったらあのままでは済まないわけです。県の責任を放置してそれでそのまま民間に売り渡す、それは県の施設を、全体のこの山梨県の県の施設を統廃合していこうというその動きの1つであり、私はこれには賛成することができません。

下條子育て政策課長 済みません。発言の訂正をしたいのですがよろしいでしょうか。

渡辺委員長 どうぞ。

下條子育て政策課長 お時間を頂戴して申しわけありません。先ほど志村委員さんから産前産後ケアセンターにつきまして当初予算同士を比べたときに令和2年度はどのような状況かということで若干上がっているとお答えしたところでございますが、本年度の上半期の利用率が向上しておりませんので、来年度若干下がっているというところでございます。訂正させていただきたいと思います。済みません。

討論

小越委員 今回の新年度予算に対して反対いたします。まず1点目はコロナウイルス対策が1円も入っていないこと。そして、先ほど質問しませんでしたけども、重度障害者医療費がこれまでと同じように貸付と検証がありません。

それから先ほど言いました民間施設の移譲の問題です。古いままで県の責任を放棄したまま押しつけるものであります。

結婚・妊活応援事業費、性のあり方、それから結婚のあり方を一義的に捉えたライフプランということを押しつけになります。これは反対です。

以上をもちまして私は反対をしていきたい、以上です。

採決 採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

※第30号 令和2年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第37号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計予算

質疑

小越委員 確認なんですけども、福の95ページ保険給付費等普通交付金また、全体の国民健康保険の医療費はふえているんでしょうか、減っているんでしょうか。

土屋国保援護課長 福の95ページの1番上の丸、保険給付費等普通交付金、こちらにつま

しては、市町村が療養の給付に要するいわゆる医療費にかかる部分でございます。こちらにつきまして本年度599億円予算計上させていただいたんですけども、前年度当初予算がその右側にございまして、605億7,100万円ほどでございますので、若干減少しているところでございます。

小越委員 医療費が減っている原因は何になるのでしょうか。

土屋国保援護課長 大きなところでございますと、国民健康保険の被保険者の減少というところでございます。昨年、平成31年1月時点の国民健康保険の被保険者の人数が19万8,611人、令和2年1月ですと19万1,202人のございまして、7,409人の減少となっております。

小越委員 その下の保険給付費等特別交付金、特別調整交付金3億8,400万円、それから保険者努力支援制度交付金3億円、これは前年度に比べていずれもふえているんですけど、特別調整交付金を5億2,000万円が3億8,000万円、保険者努力支援費が2億7,000万円が3億円、なぜふえているのでしょうか。

土屋国保援護課長 特別調整交付金につきましては、市町村の災害その他の事情により交付するものでございまして、基本的には特別な要因等を勘案する中でやっているものでございます。また、保険者努力支援制度交付金につきましては国の制度といたしまして、特定健診の受診率や特定保健指導につきまして実施率が向上した場合については国から交付金が交付されるものでございまして都道府県市町村の努力によってふえるものでございますので、このような数値になっております。

小越委員 努力によってのこの医療費の適正化等ってあるんですけども、保険者努力支援制度、例えばその保険料の徴収率が上がったとか、一般会計からの繰り入れをやめたとか、そういうのを含めてこのポイントっていうか、努力支援の交付に反映されているのでしょうか。

土屋国保援護課長 委員のおっしゃるとおりでございます。保健事業等で特に最近力を入れております糖尿病性腎症重症化予防の取り組み等の保健康事業に加えまして、収納率が前年度よりも下がっていないであるとか、あるいは、そのようなことを含めて保険者努力支援制度のポイントとなっているところでございます。

小越委員 一般会計から繰り入れている市町村はあるのでしょうか。

土屋国保援護課長 一般会計等からの法定外繰り入れにつきましては全市町村で現在、平成30年度決算におきましては繰り入れを実施しているところでございます。

小越委員 この繰り入れを来年度からやめるとか、そういうことはあるのでしょうか。そしてやめたりするとこの努力支援制度でプラスになるのでしょうか。どうなりますか。

土屋国保援護課長 国におきましては、全ての法定外の繰り入れをやめなさいといっているわけではございません。決算補填を目的とする一般会計の繰り入れ、また繰り上げ充用の新規増加分につきまして削減をすることを目指しておりますので、現

在3億円程度あるわけですがけれども、これらにつきましては市町村の行う保険事業等に充てられているものと考えておりますので、国のほうからのペナルティ的なものはないものと考えております。

小越委員

この保険者努力支援制度でこのお金を入れなくては、一般会計から金を入れないととってもやっていけない、国民健康保険高すぎます。でも、医療費は下がっているんですね。一人一人が努力も含めて医療費下がっている、なんで、全体の診療報酬が上がっているんだけど、国保の医療費は下がっている。その中で一人一人の保険料が高くなっていると思います。そこで、一般会計からお金を繰り入れないとやっていけないんだと思います。

それと、102ページの医療費適正化推進事業費、9月補正でしたか、医療費適正化推進、やまなしデータdeヘルス事業というのがありましたけども、今回これが、来年からまた執行されるということになりまして、次の保健介護連携も含めまして国民健康保険の方々にいろいろなデータを含めて特に1番のやまなしデータdeヘルス事業は保険者の一人一人のデータがそのまま民間のところ丸投げされてしまうってということでデータの漏洩も含めて大変なことになりますので、私はここに反対したいと思います。国民健康保険料引き下げのために県がお金を出すべきだと思います。

討論

小越委員

私はここに反対いたします。

採決

採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第5号 山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

質疑

志村副委員長

まず今の御説明で今回の条例制定が平成30年の社会福祉法の改正を受けて基準省令が本年4月1日から施行されるということで制定をするものということとは理解いたしましたけども、貧困ビジネスの温床になってきたともいわれる無料低額宿泊所、無低の状況といったことも含めて、このどんな背景があるのかと、それがこの条例制定にどんなふうにかかわってきているのかというところの説明を詳しくお願いします。

斉藤福祉保健総務課長

国が示します無料低額宿泊所の現状につきましては、平成30年度において全国で570の施設がございまして、入居者は1万7,000人程度で生活保護を受給している方が約9割を占めている状況でございます。

居室の環境につきましては国が示す面積基準、これ7.43平米でございまして4畳半でございます。4畳半を満たさない施設が約4割となっております。先ほど委員御指摘のとおり生活保護受給者を狭い部屋に住ませ割高な料金を取る、いわゆる貧困ビジネスに悪用されるケースがあります。

そのため国では無料低額宿泊所の基準を従来は通知で定めていたところがございますけれども、それを改めまして利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため法令で規制を行うこととしたものでございます。

それを受けまして県といたしましては条例制定を行うものでございます。

志村副委員長　それから、この条例制定に当たって本県独自の基準ということで、非常災害対策に関する部分について飲料水や資機材の備蓄も含めてそうしたものを作成してくださいという条項を設けてはありますが、この基準を設けた考え方について御説明をお願いします。

斉藤福祉保健総務課長　本県におきましては東海地震あるいは富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要があります。

山梨県地域防災計画におきましても本県の地域特性などから多様な災害への対策が求められているところであり、本県が過去に制定しております高齢者施設、障害者施設あるいは児童施設の設備及び運営に関する条例にならしまして同様の基準を設けることとしたものであります。

志村副委員長　こうしたことの作成をしていただいたものも、またチェックもしていかなければならないと思いますけれども、ちなみに先ほどの説明で平成30年度で570施設ということで10年で100施設ぐらいふえている、しかも平成22年の調査だと1万5,000人が1万7,000人ということで非常にふえているなという、全国的にはそんな状況かと思えますけど、本県においてこの無料低額宿泊所の施設あるいは利用者の状況は現在どうなっているのかお願いいたします。

斉藤福祉保健総務課長　県内におきましては、甲州市内に生活保護受給者が入所する救護施設がございます。その救護施設に隣接する形で平成31年4月から運営を行っているものは1施設だけございます。

そちらのほうの施設の定員につきましては9名でございまして、2月1日時点の入居者は生活保護を受けている方が5名、それ以外の方が4名となっております。なお当該施設につきましては、居室の環境や職員の配置等につきまして既に本条例案の基準を満たしているところでございます。

志村副委員長　さっきもちょっとお聞きしましたけど、これは、花園ハイツさんっていうんですか、1カ所甲州市にありますけど、例えば県独自の基準8条にあるものですか、9条とか27条とか今回の条例案で施設の運営に関してやはりチェックをしてかなきゃいけないっていうところが必ず出てくると思うんですけども、そういう部分で県のかかわり方っていうのは具体的にはどんなふうに進めていくということになるんでしょうか。

斉藤福祉保健総務課長　社会福祉法の70条におきまして都道府県につきましては社会福祉事業を営む者に対しまして施設や書類等検査しまして事業経営の状況を調査することができることとされているものでございます。

県ではこちらの社会福祉法に基づきます調査を通じまして条例案で定める基準を遵守しているかどうかの確認などを行いまして、よりよい福祉サービスの提供等適切な運営を確保してまいりたいとこのように考えているところでございます。

志村副委員長　この無料低額宿泊所に関しては現に住居を求めている生活困難者ということで第3条にうたってありますけども、ほんとに一時的にここで生活をせざるを得ない方をそこで保護するというふうな考え方だと思いますけども、施設の側に関しては1日1回以上、必ず訪問等による状況の把握をしてくださいとあっていうふうなことも書かれています。

実際にかかる経費も含めて大変な部分もあるんじゃないかなと思うんですけども、行政からの助成といったことも場合によっては必要となってくることもあるのかどうか、その辺の実際の運営されている実態、これについて御説明をお願いします。

斉藤福祉保険総務課長　無料低額宿泊所の運営に関しまして行政からの助成を行う制度はないところでございます。一方、施設の名称の中に無料と入っておりますけども、実質的には生活保護法で定めます住宅扶助費の基準額を上限といたしまして居室の使用料を徴収することができることとなっております。

また、入居者に対します食事の提供に要する費用だとか、入居者の状況把握等の業務にかかります人件費あるいは事務費などにつきましても利用料といたしまして先ほどの居室使用料とは別に受領することができるため、これらの収入をもとに運営されているところでございます。

志村副委員長　御説明いただきまして、ありがとうございます。

余り山梨県内で必要とされる方がふえないということが一番いいのかなと思いますけれども、本条例が制定された暁には、また条例にのっとった形で施設の運営がされていくことを願っております。よろしくをお願いします。

飯島委員　本県独自の基準ということで、災害の種類に応じたものを作成し、とあります。どういう種類の災害を想定しているのでしょうか。

斉藤福祉保健総務課長　網羅的に県のほうから、これとこれの災害と定めるものではありませんで、立地する状況に応じましてそれぞれの施設におきまして必要と考えるものを定めていただきたいと考えているものでございます。

飯島委員　前段で施設の立地状況等を勘案してありますから、そのとおりだと思いますけども、そうはいつでも作成に対するサジェスションとかそういうものは必要かと思うんですね。そのときの提案のその材料はどう考えているか。

斉藤福祉保健総務課長　山梨県におきまして地震災害も懸念されるところでございますし、富士山噴火も心配されるところでございますので、そういったことについて特に注意をいただくようにお話をしたいと考えているところでございます。

飯島委員　私はざくっと大雨、大風、台風、噴火、地震こういうことがぱっと頭に浮かんだんですけど、それに限らず今、こういう異常気象なんかで災害というのはあるので、その辺も丁寧に勘案して、しっかりしたものをつくっていただきたいと思います。

斉藤福祉保健総務課長　委員から御指摘がありましたとおり、そういったことも十分踏まえまして施設側とお話させていただきまして、しっかりとしたものを作成していただくようにしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第14号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 山梨県がん対策推進条例中改正の件

質疑

飯島委員 ちょっと確認させてください、今たばこの種類というか煙が出るたばこと、あと電子たばこがありますよね。愛煙家もいるんですけど、このたばこっていう定義には電子たばこも含まれるという認識でよろしいでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 原則的には電子たばこも含まれるのですが、健康増進法の中での取り扱いとしまして電子たばこ等は一般のたばこも多少取り扱いが違うところがございます。

例えば電子たばこの場合には、原則的には屋内禁煙になっていまして、その中で喫煙する場所を設けることができるんですが、一般のたばこの場合はそのたばこを吸いながら飲食等ができない形になります。ただ、電子たばこの場合は飲食をできる場所を設けることもできるという、多少ちょっと取り扱いが異なっております。

飯島委員 そうすると、このたばこは、ここに書かれているたばこは一般的に煙の出るたばこであって、電子たばこに関してはもうちょっと緩やかかっていうこういう解釈でいいんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） この規定自体が健康増進の中で一般的にたばこというような形でいっております、その中には当然電子たばこも含まれますが、その規制内容が一般のたばこも電子たばこも多少異なっているという状況でございます。当然、電子たばこも規制の対象となっております。

飯島委員 ちょっと頭が今、申しわけないが整理できないんですけど、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることに改められたと。この文章の、この

たばこには電子たばこは入らないという解釈でいいんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 当然その受動喫煙防止の中には電子たばこも規制の対象になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第17号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件

質疑

山田（一）委員 多分東京オリンピックも含めて外国からもたくさん人が来るということになり急いだこの国の基準ではないかと思いますが、今このHACCPって結構業者に聞くときついというか、条件なんです、この条例が6月1日施行となった場合、そのいわゆる食肉業者も含めた皆さんに今、現在県としてはどういう対応をされているのかお伺いをいたします。

大澤衛生薬務課長 6月1日に施行がされるということで職員と事業者についてはこのHACCPの導入をしていかなきゃならないということになります。現在営業している施設につきましては1年間の猶予がございまして、令和3年の5月31日まで猶予期間というようなことになっておりまして、来年度6月1日から新たに事業を開始する業者については、このHACCPによる衛生管理が義務づけられるということになります。

この法改正があり内容が大体出てきた段階で、県のほうでは保健所を通じて各食品事業者には、このHACCPの取り扱い等についての例えば講習会でありますとか、県の食品衛生監視員自体もこのHACCPによる技術というものを習得しなければならないということで、県の食品衛生監視員に対する研修なども積みまして適正な指導ができるように順次準備を進めているところでありまして、また6月施行、それから経過措置が切れる来年の6月1日に向けまして適正な指導を行ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第20号 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件

質疑

小越委員 前回のとき、中期目標を受けて中期計画をつくられたと思うんですけども、前回の4年前かな、中期計画に比べて格段に県民の気持ちに少し寄り添っているかなと私は評価したいと思っているんですけど、この議案の233ページのところの最初に書いてあるんですけど、県民の健康の保持及び増進に寄与していくことが求められる。これが一番の基本のコンセプトであり、県立中央病院が担っている役割だと思っています。

その次にも今回は定量的な指標を用いて業務運営の改善に取り組むということでわかりやすくっていうふうに書いてあるんですけども、前回の中期計画と比べて今回の中期計画、どのようなところに配慮をしてどう変わったのか、どういうふうに進めていこうとしているのかお示してください。

井上医務課長 重点化した点ですとか新たに追加した点については、大きなくくりとして3点ございます。まず1点目は県の策定しました新たな総合計画に基づく取り組みを県の基幹病院である病院機構にもしっかりとさせていただきたいという内容。

それから2点目といたしましては、県の重要課題に関する取り組みとして、例えば地域の医師不足対策であるとか、ジェネリック医薬品の推進といったことに対しても病院機構にしっかり役割を求めていくということ。

それから3点目といたしましては、評価委員会からの意見を踏まえた取り組みとして、定量的な業績指標を設定するなど診療実績を検証して、よりよい医療を提供することなどを加えたところでございます。

小越委員 この中でも、今、説明がありましたが県の部門計画に入れたとか、県の重要課題ということで、この間やってきた北病院の依存症の話ですとか、今回の循環器病医療のことも位置づけられたり、依存症や認知症の話もここに出ていますし、もちろんジェネリックのことも書いたり、感染症の話も出ております。

その中で幾つかお聞きしたいんですけども、239ページにあります正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とするためとあるんですけども、今、県立病院では正規看護師及び新卒看護師の離職率はどのくらいなのでしょう。

井上医務課長 済みません、手元に数字がなくて大変恐縮なんですけど、全国水準を下回っていることは間違いございません。全国水準よりもかなり低い離職率でございます。

小越委員 かなり低いと、ここには離職率を全国平均以下とするためっていうことは離

職率が高いんじゃないかと低いつていう意味ですか。

井上医務課長 済みません、全国が10.9%の離職率でございますが、ちなみに中央病院は6.4%でございます。この6.4%という離職率をさらに低下させていきたいというふうに、そのさらに低下というところが具体的な指標として設けた部分でございます。

小越委員 さらに、さらについていうことですね。ここ、全国平均以下ってこれ読みますと全国平均より高いのかなっていうふうに読み込んでしまったので、さらに低く下がるんですね。

もう一つ、240ページのところに患者サービスの向上というところで、常設している意見箱に寄せられる患者からの意見、苦情に対し速やかに改善に取り組む、これ具体的に何かシステムをつくって何か生かしていくのか、そういう委員会を設けてやるのか、それをどうやって患者さんに返していくのでしょうか。

井上医務課長 具体的な細かな取り組みのところまでは毎年度の事業計画、年度ごとの事業計画に落とし込んでいくということになると思いますけれども、いずれその目安箱からの意見というものをしっかり医療現場にフィードバックできるような取り組みについていうことをしていきたいと考えております。

小越委員 それともう一つさっきも言いましたけども、職場環境の改善のところはかなり具体的に書かれておまして、特に医師については令和6年4月から適用される時間外労働に対する規制の適用に向け労働時間管理の適正化や労働時間短縮に取り組むってあるんですけども、今、県立病院の医師は時間外労働をどのくらいされていて、これを適正化する何か考えがあるのでしょうか。

井上医務課長 済みません、今、手元に医師の労働時間のデータはないんですけども、令和6年4月からの適用ということは、これはもう法律で決まっておりますので、今からしっかりした準備が必要という認識でございます。これは病院機構側もそういう認識でおりますのでこのように計画に掲載しているものだと考えております。

小越委員 さっきも言いましたけど、前回の中期計画に対してかなり具体的で、そしてかなり踏み込んでいる計画だと私は思っています。中期目標のときもそう思ったんですけども、ぜひこの計画を具体化されて、さっき言いました県民の、一番先にあります県民の健康の保持と増進に寄与していくというのが県立病院の一番の役割だと思いますので、この中期計画にのっかって、先ほど言いましたけども労働環境の改善なども含めて実践をしていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第2-1号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求めることについて

意見

皆川委員

これは、今は矯正治療っていうのは非常にお金がかかって、保健の適用外っていうことで高額なお金がかかっているわけですが、けれど、今、歯と口っていうのは非常に生命の維持に必要な不可欠な機能なんで、これをしっかり保持して健康寿命をさらに延ばすという必要があるし、医療費の抑制にもそれはつながってくるんじゃないかというふうに思います。

そのために子供の口腔機能の低下が問題となっていますので、子供たちの発育期における適切な歯科医療が重要となるっていうことは今、事実でありますので、その今回の保険適応の拡充を求める本請願っていうのは採択が妥当であるというふうに考えます。よろしくをお願いします。

討論

なし

採決

全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

山田（一）委員 継続がいいと思います。というのは、公立、公的な病院の再編統合、再検証対象となった県内の7病院の中には国が病院名を公表する前から既に独自の運営方針等を計画しており、地域医療構想そのものは推進していかなければならないということでありまして、個々の病院の事情によりこれを機に検討を進めようとする病院もあると思われまますので、継続審査が適切と思われまます。

渡辺委員長

ほかに御意見ありませんか。

小越委員

私は採択すべきだと思います。

先ほどの質問の中でも県として丁寧に進めていくという話がありました。ですけれども国が一方的に424の病院のリストを掲げたことに大きな問題があります。7つの病院はそれぞれ独自の取り組みをして機能分化やまたその地域に見合った、地域になくってはならない病院になっていますけれども、国が勝手に公表し県の越権行為ともいえるような事態ですので、この請願をしっかり採択をして国に対して424病院のリストと再検証の要請を白紙撤回することを県として求めるべきだと思います。国に対してこの押しつけをやめるようにいうべきだと思います。

討議

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第9号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

質疑

(新型コロナウイルスについて)

山田（一）委員 昨今コロナウイルスの問題について知事はいち早くいろんな対策を打ち出しておりますし、きのうもいわゆる国が救済できない部分のパート等っていうんですか、非常勤職員の1日4,000円14日までのものが、どんどん出ていくんですが、実際に情報がある程度あんまり表に出てきてないので、まず、山梨県が引き受けたいいわゆるクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における方々たちが今どういう状況にあるのか、まずお聞かせをいただけますか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） クルーズ船からの新型コロナウイルスの感染患者の受け入れにつきましては、まずきのうの時点で累計で20名の患者さんを受け入れております。そのうち、7名の方がこれまでに既に退院をされておりました13名の方が入院を継続中という状況でございます。当初お一人だけ非常に重症の方がいらっしゃいまして、人工呼吸器、気管挿管というような処置が必要な状況でございましたが、その方も回復をされまして一般病床に、一般の個室に移られています。

随時、国の定めました退院の基準がございまして症状が消えた後、48時間後に一度ウイルス検査を行い、また、そこでもし陰性が確認された場合、もう一度12時間後に検査を行いまして陰性が確認された場合には退院が可能という形になります。

また、中には海外の外国の方もいらっしゃいますので、その場合退院後の帰国等につきまして、大使館等と連絡調整をする中で手続を進めるということが必要になってまいります。そういった形で順次回復された方の退院に向けて今後も連携を取っていきたいと考えております。

山田（一）委員 よろこばしいというか、今のところ健闘しているということですが、その過程である程度山梨県なりにわかったことっていう、そのコロナウイルスに対する対処法がわかったことっていうのはある程度蓄積されてきているんじゃないかと思うんですが、その辺のところではわかる範囲のことがあれば知ることがあれば教えていただきたいと思っております。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 新型コロナウイルスに関しましては国、またWHO、国立感染症研究所などでそれぞれ研究等が進められておりました、そういった情報も幾つか入ってきておりますが、やはり新しい感染症ということでもまだまだ明らかになってない部分もございます。ただ、そうした中で従来のコロナウイルスの一種ということですので、そういう意味ではそれほどは、空気感染等、そういった心配はないだろうということはおっしゃっております。

一般的に接触感染、飛沫感染というものが感染の方法として考えられております。ですので、これまでも知事も会見の中で毎たび申しておりますけれども、一般の感染症対策ということで特に手を洗っていただくということが非常に重要であります。

今のマスクが不足というようなことで、結構県民の皆様が非常に不安になっておりますけれども、予防のためのマスクの着用というのは全く効果がないわけではありませんが、ほんとに密着したような環境の中では一定の効果がありますけれども、通常に生活する中ではマスクというのは一般的な予防としてはそれほど効果が期待できないので、とにかく先ほど申し上げました手をよく洗っていただくということが何よりも予防になりますので、ぜひその辺、先生方、委員の先生方にも機会がありましたら住民の皆様にお知らせをお願いしたいと思います。

山田（一）委員　じゃあ、一応私としては最後にしたいんですが、知事も先々週ですか、金曜日にもう山梨県にはまだ陽性患者はいないけども、一応感染者がいるという前提ぐらいの状況だというような御発言があったということは、県としても当然、陽性患者が出たときの対応っていうのは当然できているのではないかと思います。その手順はどんな、簡単で結構なんでそのことについて、感染者が発生したという状況を受けたらどういう対応をするのか教えてください。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　こちらの表はホームページのほうで公開しておりますが、毎日のように疑い患者さんといいますか、新型コロナウイルスの症状に似た患者さんの届け出が各医療機関等から上がっておりまして、その疑い患者さんについては保健所が赴きまして状況を確認しまして、検体を取りまして、それを県の衛生環境研究所へその都度運んでおります。

これはほぼ24時間体制で行っておりまして、本当に深夜まで毎日保健所の職員がそういった対応をしております。

その中で、これまでずっと陰性できておりますが、万が一陽性が確認された場合には速やかにその患者さんに対して入院勧告を行い入院をしていただく形になります。

その上で御本人の同意をいただいた上で、さまざまな御本人の行動歴でありますとか、その親族の状況とかそういったもの全部確認を取りましてその中で濃厚接触者がいる場合にはその濃厚接触者の健康観察、行動観察も行っていきます。必要に応じてその濃厚接触者の方がもし症状が出てきた場合には速やかに同じような形で検査を行いまして、もしそれで発症した場合には同じように勧告をさせていただくような形になります。

万が一ですが濃厚接触者が限定できない、ほんとに不特定多数に濃厚接触者がいるような可能性がある場合には、この場合にはできるだけの情報を県民の皆様にお知らせさせていただきまして注意を呼びかけていきたいと考えております。

向山委員

じゃあ、済みません、自分もコロナウイルスで何点かお伺いをしたいと思います。まず福祉保健部の皆さん初め、関係者の皆さんほんとに昼夜問わず対応していただいていることに感謝を申し上げますとともに、これからまた発生したときに対応をぜひ迅速にさせていただけるようお願い申し上げたいと思います。

その上でこれまでの対応について正すべきもの、あるいは反省をすべきものについてはしっかり検証しなければいけないなというふうに思っています。

その何点か聞きたいんですけど、まず現状で検査体制っていうのは何件ぐらい行えるような検査体制は整ってますでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 検査の件数につきましては具体的に何件というのなかなか申し上げにくいところがございます。といいますのは、今、県の衛生環境研究所で行っておりますけれども、その中でPCR検査ができる機械複数台ございますけれども、その中で例えばこの新型コロナウイルス以外の例えば食中毒でありますとか、ノロウイルスでありますとかそういった検査が持ち込まれることもございます。

ですので、今の体制としましては1台をその専用にとっておりまして、必要に応じてほかの機械も使えるような形にはしておりますけれども、その1台の機械に一度にかけられる件数、かなりの数がかけられるんですけれども、ただ検体が、一度に持ち込まれればそれを一度にかけることができますけれども、それが時間差でたくさん持ち込まれると、その都度また対応ということが必要になってまいります。ですので、そのいろいろな条件によりまして対応できる件数というのが非常に変わってきますので一概に何件までというのがなかなか言えない状況です。

大体1つ、1回の検査に3～4時間かかるような状況になっております。ただこれまでホームページのほうでも疑い患者の検査件数、毎日のものを公表しておりますが、その中で一番多かったのが20件という日でございます。ただ、その日も疑い患者さんだけでなくそれ以外にも先ほどのクルーズ船の入院患者さんの退院に向けた検査、またその患者さんを受け入れた病院の職員の院内感染がないかを確認するための検査というものをあわせて行っております、実際には1日にかなり、一番多い日でありますと50、60というような件数まで対応しております、という状況でございます。

向山委員 承知しました。その体制であれば対応できるという、今、見通しでよろしいのでしょうかね。民間にお願いしたりとかそういう体制を強化しなくても。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 現状では特にストレスなく対応はできております。ただ国が、新聞でも報道されましたけれども、今度保険適用にするという話もございます。具体的には民間の検査会社に県から検査を委託できるような、そういう仕組みにするということなんですけれども、必要に応じまして、衛環研でもし対応がしきれないような件数がもし今後出てきた場合にはそうした民間の検査機関等を活用したり、また県内の例えば山梨大学とか県立中央病院とかいった大きい病院ではそういった検査も可能と考えておりますので、そういったところにもお願いする中で対応していきたいと考えております。

向山委員 承知しました。現状はわかったんですけども、これまでに検査をお願いをされたけども、キャパの問題、あるいは対象じゃないからってということで検査を断った件数っていうのはこれまでに何件かありますでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） きょうの新聞などでも医師会が何か件数を公表しておりましたけれども、現時点では山梨県におきまして最近そういった形で検査を、当然何も症状がないのに検査してほしいというのはちょっとできないんですけれども、国のほうで検査、相談の目安、また検査の基準というものを持っておりまして、2月17日以降は幾つか条件は列挙した上で、その上で医師が必要と認めた場合には検査対象となりまして、診察した医師の判断で検査が必要だ、新型コロナウイルスの感染が否定できないと判断された場合には検査対象としておりますので、本県におきましてそういった医師が必要だと認

めたものを検査の対象としなかったという事例は現時点ではないものと把握しております。

向山委員

そうしたわけで実際に自分、何人かちょっとお話をお伺いする中で相談窓口で電話をするととりあえず、かかりつけ医に行ってくれということで、かかりつけ医に行くと、かかりつけ医じゃどうしようもないからってということで、県立中央病院についてということで話をされて、中央病院のほうに話をしたら、うちのほうでは受け入れませんっていうような状況があったと。要はその対象基準じゃないから。そうすると、かかりつけ医のほうでももうどうしよう、医師が必要と判断してもその検体を送ることっていうのは町医者とかでも送ることは今、可能な状況になっているんでしょうか。それとも1回県立病院をかまないとお願いできないのか、それどういうような状況になっているんでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 2種類ございまして、1つには帰国者・接触者外来という医療機関を各県で設けております。原則的には各保健所にあります帰国者、接触者相談センターという名称になっておりますが、各保健所にあります相談窓口にまず連絡いただいて、その相談の目安は国が示しております。

その上でそこで保健所が該当する方につきましては帰国者・接触者外来のほうへつないでおりますが、ただ、現時点でやはり幾つか相談の目安の中で検査の基準の定める中で、今の時点でインフルエンザなども普通の通常の季節性のインフルエンザもはやっている中で、全ての方を接触者外来へつなぐという形ではなく、まずはそうした通常のインフルエンザでありますとか、そのほかの一般的な疾患の疑いのほうが県とすれば強い状況になっております。

例えば風邪の症状が長引いているとか、ちょっと肺炎の類似の症状、息苦しいとか倦怠感がある、そういった症状がある場合には当然帰国者・接触者外来のほうになるんですけど、きのうから高熱が出ましたっていうだけであるとまずはインフルエンザを疑っていただくということが基本になりますので、インフルエンザの検査をしていただいて、そこがもしインフルエンザが否定された、インフルエンザの検査でインフルエンザではないというようなところになって、症状が長引くというような場合には、その対象になってくるという状況になっております。

向山委員

今、山梨県内では発生していない状況なので、発生したらそこが蔓延期にならないような抑え込みをすることもすごい重要だと思うので、その検査件数なるべくふやしてある程度多くの方に、自分が聞いたのはインフルエンザにも該当しなくて風邪の症状が長く続いているっていう方だったんですけど、その方でも中央病院のほうに受け入れてもらえないから、最後に紹介状を書いてもう送っちゃったっていったんですけど、そういうような状況も実際にあるというふうに見聞きをしておりますので、ぜひそこは検査体制の強化も含めて御検討いただきたいなと思います。

もう1点、マスク、医療用マスクについては現状では足りている、これからの予測も含めて今の現状をお伺いします。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） マスクにつきましては医師会等からもマスク等の確保というものを県のほうへ御要望いただいているところです。実際にちょっと市中で品薄になっている状況はこちらでも認識しております。そうした中で県としましても各卸業者さんのほうへ安定的な確保、流通について協力を

お願いしているところです。

また県としましても、マスク等の確保につきまして、県等が働きかけを行っておりまして確保でき次第、各医療機関、施設等へ配布していきたいと考えております。

向山委員

幸運なことに山梨は、今、発生していないので、現状で受け入れている方はいらっしゃいますけども、医療機関の方のそのマスクっていうのはこれからの部分も見据えてしっかり準備をしていただきたいなと思います。

その上で1点だけ、2月に県のほうで四川省にマスクを送っていると思うんですけど、それがマスク2万枚と防護服1万3,000着、これについての担当はどこで、どういう判断で送られたかっていうのを伺います。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 当時、この送ることにつきましては、国際交流というか友好の関係で観光部のほうで対応しております。その時点で業者さんのほうに観光部のほうから県内への流通に影響がない範囲でというところでのその事業を行ったと確認しております。

向山委員

その際に福祉保健部としての意見もしっかりお伝えをして、これから先それだけ送っても不足になることはないですよっていうことをしっかり協議をした上で送ったっていう捉え方でいいんでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 協議といいますか、確保につきましてはそれに支障がない範囲で事業を行うという形で確認をとっております。

向山委員

一部に野党じゃなくて、自民党の中からも、マスクを送ることにしましては自治体が行うこと、実際に日本国民の日常生活及び医療機関や介護施設の不足が著しい現状においては慎重を期すべきであると。また備蓄物資は地方交付税法措置であることから外国への支援を行う場合は国との連携調整の上適切に執行されるのが望ましいっていう自民党内で要望が出されているところもあるので、ぜひその備蓄量と、現状備蓄はないっていう認識でいいと思うんですけども、その中で県として流通状況も考えてしっかり行っていただきたいと思いますがそこら辺の何か決めとかガイドラインっていうのはあるのか。あるいは誰か知事を含めて、単独で決定機関があれば、そういうものを措置として行えることができればいいです、どういう今、仕組みになっているのかというのをまず伺いしたいと思います。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） マスクにつきましては、当部局、福祉保健部だけでなかなか確保が難しいところもございますので、例えば総合政策部とか他の部局とも協力する中で外部への働きかけ等を行っているところです。

向山委員

まずこのマスクについては担当が国際交流っていうこともあると思うんですけども、この委員会のほうにも私としては報告を受けた部分もないですし、流通の中でこれだけコロナとなっている中、福祉保健部としてそういった考え方として実際に流通がどうなのか、あるいはこれから先の感染拡大がどうなのかっていうことをしっかり協議をした上で判断だったらいと思うんですけども、拙速にしないような判断を、これからぜひ、この先も判断としてあり得ると思うので、ぜひ行っていただきたいなと思います。

情報公開について伺いたいんですけども、先ほど小越委員からもあった

んですが、専門委員会の中で情報の出し方を途中で変更したっていうことを認識しています。それは受け入れ数の人数の変更ということで、この専門家委員会の法的位置づけはどのようなものになっているのでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 法的な位置づけはございません。ただ、やはり今回のコロナウイルス感染症につきまして対応していく中で医学的、専門的な知見が必要という意味でこの専門家会議を設置いたしました。

向山委員 法的位置づけはないんだけども情報公開の決定権限はあるっていう考えでいいのでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 決定は知事がしております。あくまでもこの専門家会議は助言をし、その助言を踏まえて知事が判断をしております。

向山委員 そうすると、一番最初は人数を公表しなかった。病院名については、自分は理解をできるんですけども、受け入れ人数を公表しなかったというのはどういう理由から人数を公表しなかったのでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 受け入れの人数につきましては、当初のやはり何のために情報を出すかというところですが、県民の皆様への感染の予防とか蔓延の防止ということのために必要な情報は出していくということを最初に知事が方針として出しました。

そういう意味ではこのクルーズ船の患者さんの人数というのは、そういう意味での蔓延の防止とか感染の拡大には特段必要のある数値ではないという判断で当初は出しておりませんでした。

ただ、そういった中で、県民にいろいろなさまざまな疑念というのでしょうか、県が何か隠しているのではないかとか、またいろんな根拠がない情報、うわさがSNSなどで広がったりということもございましたので、そういった段階を踏まえまして、知事が専門家の意見も聞く中で、できるだけ必要のない意見は公表して県民の必要な、信用ができる情報を県が出していく、そういう必要があるという判断で情報を出すこととなりました。

向山委員 情報公開については知事のほうも基本的な考え方は専門家の方も呼んで、そういう意味でされているっていうことは重々承知していますけども、その人数も含めて、なるべくある程度の情報がないと実際に出なかったことで、自分も実際もう感染者がいるのに県は隠しているんだろっていうのを何人にも言われて、そういうようなデマが回ってしまうこともあると思うので、なるべく正確な情報をオープンにするような情報に努めていただきたいなと思いますし、国のほうで出している公表基準にのっとってこれからは基本的には行うっていうことでいいのでしょうか。

基準はその当時なかったと思うんですが、2月27日に出ているその厚労省の公表基準にのっとってこれから感染者が出た場合は、その公表基準で公開するっていうことで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） これは、済みません、知事によりますと、必要な情報は国の基準に限らず、積極的に出していくという方向でございます。

向山委員 それであれば公表基準を下回ることはないっていうふうに今、認識をしまし

た。ぜひそうした意味で積極的に公表をしていただきたいと思います。

もう1点、帯広の病院で、学校が休校になったことで看護師さんが足りなくて病院が回らないっていうような状況があると思うんですが、県内でそういった状況が今あるのかなのかそこをまず確認したいと思います。

井上医務課長 そういった情報は今回は承知はしておりません。

向山委員 県内ではないということなんですけど、実際それだけ大きいことだったというふうに思います。

これは子育て支援局のほうにちょっと聞きたいんですけども、要はこの1つの、今回試金石じゃないんですけど、学校がこれだけ急に休みになったことでどれだけ働けない人がいるか、どれだけ職場に影響があるかっていうことを支援局として把握をするようなことを取り組んでいただきたいと思います。現状でそういった何か声が入ってきたりとか、声をとりにいたりとかそういうことがあればお伺いしたいと思います。

井上医務課長 済みません、子育て支援局へのお尋ねだったんですけども、その調査、医務課で今、現在始めたところでございます、それぞれの医療機関に対してお子さんを預けることができないから休まざるを得ない医療関係者が何人くらいおりますか、その対応はどうしておりますかという調査をしているところでございます。

向山委員 医務課さんのほうでやっていたらということなんですけど、ぜひそれを子育て支援のほうにも生かしていただける今回チャンスだと捉えていただきたいなと思います。

いい言葉だなと思って持ってきたんですけど、3月1日付の山日に保育園から在宅勤務に変えた方が、社会全体の働き方が変わるきっかけになるというふうにお母さんがおっしゃっていたんですけど、本当に今回のこのコロナウイルスでこうした休校措置になったことで、いろんな形で公務員の皆さん、あるいは病院関係者、それ以外の方もみんな子供との接し方とか働き方を考える大きな契機になったと思うので、ぜひ子育て支援局の皆さんも横断的に各部局とも連携をして、どういう影響があった、効果があったのかっていうのを考えてこの機会をとらえましてやっていただきたいと思います。最後にそれをお伺いして終わります。

下條子育て政策課長 保育園、幼稚園に通われている世帯の方につきまして保育園、幼稚園の実施主体が市町村でございますので、市町村と協力しながら、また学校とも連携しながら、どのようなことができるか考えていきたいと思っております。

志村副委員長 済みません、じゃあ今の関係ともう一つ、二つだけお聞きします。

私も地元のほうで今回の休校、休業措置に関して学童の特に現場の方々からお話をいろいろ伺いまして、向山委員が質問で指摘をされたこと以外の部分でこの新型コロナウイルスで対応をされて、ちょっと今後教育委員会のほうとも連携をしていただきたいと思いますということがあります。

それはやはり基本は自宅で学習なり、保育なりっていうことなんですけど、それができない場合に学童保育で受け入れをするということで、特に笛吹の場合はお弁当を持ってくる、水筒を持ってくるっていう条件と学童の利用登録をしている方々のみなので、場合によっては行けないっていう子も出てきてしまうと。

それで厚労省のほうでもフードバンクに対してその情報提供っていうふうなことも出ていましたけど、その栄養がこの1カ月休んでいる間に大分レトルト食品なんかを昼間食べることによって栄養状態がよくなる。これは実績として夏休みとかが終わると困窮家庭のお子さんなんかは痩せて2学期出てくるっていうふうなことがあって、今回もそういうことにならないだろうかっていうことを非常に心配をされていました。かつ年度が変わると健康診断があります。さらに学力調査、簡単なテスト等もある場合があります。

そうすると、非常にその今回休んだことによって十分に健康状態が維持できなかったお子さんの状態だけではなくて健診も学力も落ちるんじゃないかと。その辺を非常に心配をされていました。ですので、何ができるか対応できるかっていうことは、今、毎日状況が変わって途中で、それぞれの現場で対応されていると思うんですけども、1カ月ぐらいありますので、年度が明けるところで収束に向かっていけば学校に今度は出ていけたりということになると思うんですけども、そういった部分の健康状態とか学力とか、影響が出るんじゃないかっていう心配に対して対応をぜひ検討していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

下條子育て政策課長 教育委員会におきましては、小学校等を休校としておりますが、小学校1年生から3年生におきましては受け入れることができるというふうな通知を出しております。それで、市町村の判断でございますけども、受け入れているところもございますし、また全て休校としているところもございます。その差はございますけれども、既に教育委員会と一緒に調査をしております。状況の把握はしておりますので、今後も引き続き教育委員会に今のお話をお伝えして対応等を一緒に考えていきたいと考えております。

志村副委員長 よろしくをお願いします。

新型コロナに関してはこの1点だけで、所管事項の中で、もう1点お聞きしたいのは医師確保対策ということで、特に今回峡東地域が医師偏在指標において山梨県のその4圏域の中で一番低いということで、今ちょうどパブリックコメントをきょうまでやられていまして、医師確保対策ですね、今後その地域医療計画に基づく中で、この医師確保、偏在をどのように改善していくかっていうところはちょっと予算の中でもなかなか読み取りにくいところでもあるので、今後の考え方をぜひこの場でお聞きをしておきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

井上医務課長 新たな医師偏在指標が公表されまして、峡東地域が医師偏在指標が県内で1番悪くございました。

これはこれまで医師10万人当たりの人口ベースで見ていたものを患者の流出入なんかも考慮することになりまして、そういった影響もあるものと認識はしております。

本県はこれまで医師少数区域というのが峡南と富士東部は多くございましたがこれらも全て中間区域ということで少数区域から外れました。ただ、そうは申しまして患者の流出入も加味したということは今、不便をしてわざわざ他の地域へ行っているという状況もあるかと思っておりますので、そういったことも考えながら医師の偏在というものをしっかり是正していかなければならないと考えております。

志村副委員長 ありがとうございます。医師の偏在に限らず、これから病床も含めて病院

のそれぞれの在り方、先ほども出たとおり、病院の再編云々ということも含めて、きっとこの山梨県内の全体の中でのこの病院の役割分担とか、それから病床の転換とか、峡東のほうはどちらかというとりへと回復期の病院も多いってということで、きっとそういうことも含めて医師の偏在と合わせて今後の山梨の医療をしっかりと考えていかなければならないのかなっていう思いもしておりますので、また今後も引き続きそうした観点から不便をされているところにも、そうはいつてもなかなか難しい面もあるとも思いますけども、医師確保対策とともに山梨の医療を前進させていけるように取り組みをお願いしたいと思えます。

もし御見解があればお聞きをしたいと思えますけれど、よろしくお願ひします。

井上医務課長　　まずは山梨県全体の医師数をふやしていくというのは大きな考え方でございまして、これにつきましては先ほど予算のところでも説明いたしましたが、地域枠の方にはこれから第二種を全員借りていただくというようなことで、とにかく県内に残ってもらうという施策を強力に進めていきます。

加えて、偏在につきましてもしっかりと是正をしていく手立て、新規事業等も計上しておりますので、こういったことを踏まえましてしっかりと進めていきたいと思えます。

(ヘルプマークの普及について)

永井委員　　1点だけお伺ひしたいと思えます。今回の本会議の中でも質問をされた議員がいたんですが、ヘルプマークのことについてちょっとお伺ひをしたいというふうに思えます。

本会議の中でヘルプマークのさらなる普及ということで質問があった中で、部長のほうから、要はさまざまな部分の中で普及啓発に務めるという部分でテキストの中に入れてみたりとか、小学校の総合的な学習の中でというようなお話がありましたが、その中に実際市町村においては、かばん等につけるヘルプマークやマークの表示と具体的な配慮等記載されるヘルプマークを配布しているということの答弁がございました。

最初にこのヘルプマーク、現在各市町村で何市町村ぐらいカードとマーク両方でもいいんですけれども何市町村ぐらい配られているところがあるのか教えてください。

小澤障害福祉課長　　まずヘルプマークでございまして、ヘルプマークは県内でございまして4市町、具体的には甲府市、北杜市、富士川町、南部町この4市町でございまして。ヘルプカードでございまして、こちらはちょっと多くございまして21の市町村で配布がされているところでございまして。

永井委員　　っていうことは1つだけ、27。25だから2つやってないところがあるってことですか。

小澤障害福祉課長　　申しわけございません。21市町村でヘルプカードを配布しておりますけれども、その中に先ほど甲府市、北杜市、富士川町、南部町につきましてはあわせて配布をしております。ですので21がカードかマーク、いずれかを配布している、両方配布しているということで、残りの6つがまだ配布をしていないという状況でございまして。

永井委員

以前、私も実は本会議場でこのヘルプマークについて、ちょうどそのJ I S規格に上がったときに質問をさせていただきました。

実は今と違って当時は当然まだヘルプマークというものが社会にも認識されているのが今よりもさらに低くて、要は、県の取り組みも実は今回のものとは比べ物にならないくらい後ろ向きの答弁だったのが、ここまで前進をしてきたということで、今回ガイドブック等の掲載ポスターをつくってっていうようなことで、非常に前向きにはなったんですが、そこで実は一番最初に私が質問したときに、このマークをその当時で6つぐらいの都道府県で配って、普及啓発にと、東京なんかはこれをつくったもともとのところですから、配ってやっていったという部分があるんですけども、今まだ、もしかしたら今この現状の中でいくと相当広がりが出てきて今はどれぐらいになっているかわからないんですが、現在やっぱり今言ったように6つはつくれてないところもある。マークは4市町村と。カードは多分こういう簡易的なものだと思うんです。多分ほんとにカードのものなので、やっぱりこの東京オリンピック・パラリンピックがあってその前に、かなり前だったんだけどもそういうものも控えていて、要はヘルプマークっていうものが質問した藤本議員も言っていましたけれども、気づいてもらいたくても外的に全く、要はわからない方がこれを持っているわけですよ。っていうものをさらに普及させていくためには、やっぱり音頭を取ってポスターとかを配るだけじゃなくて県も積極的にこのヘルプマークをそろそろゴムのやつ、あれを山梨県でも配布をするようなことを検討したほうが良いと思うんですけども、いかがでしょうか。

小澤障害福祉課長 永井議員が以前本会議に御質問されたときには、県においてはチラシ等で周知を図っているという形で御答弁をさせていただいたと思います。

現在はそのチラシに加えて、ガイドブック等によって普及をしておるということでございますが、また、県においては恐れ入りますがヘルプカードとはちょっと違いますが、そのチラシの中にヘルプマークを印刷してございまして、それを切り取っていただくことによりましてヘルプマークとして、あるいはヘルプカードとして使用できるような形での簡易なものを配布しておるところでございます。

それを今のところ配布しているところでございますが、平成29年のJ I S規格に登録されて以降、各市町村でおきまして活発な取り組みがされてきておりますので、県といたしましては市町村の取り組みにつきまして今後も支援をしてまいりたいというふうには思っておりますし、また、先ほど申しました県につきましてはガイドブック、小学生を中心としましてガイドブックや、あるいは県民の皆様に対しまして、事業所に対しましてポスター等を掲示していただくことによりましてより周知を高めていくという形の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

永井委員

その簡易的なもの、実は本会議のときにも私、出して、こういうものだっていうことを示しながら質問もしていたんですけど、それから変わってないなというふうには思っているんですが、やっぱりそのマーク4つ、カードとマーク含めて21市町村がやっていて6つができていない。

より広い部分でやるためにはやっぱりこの普及啓発だけではなくて県がほんとに旗を振って、そういったものをむしろほんとにやってないところには県が出すぐらいの感じでマーク、ほんとに確かに今おっしゃった簡易的なものは印刷して出して、自分で厚紙に印刷すれば確かに厚くなりますけど、あれをなかなか、かばんにつけてやるっていうのはそのときも言ったんですが難しいとい

うふうに思います。

もし各市町村に普及啓発を投げかけるのであれば、ぜひカードも重要なんですけど、このマークっていうのがカードはほんとにこのカードの中にマークの絵が描いてあるようなもの、多分課長もよく御承知だと思いますが、なので、そのマークをぜひほかの市町村4つ以外でも、ほかの市町村にも、またやっけないこの6つのところにもぜひ今もう社会的にこのヘルプマークは普及を啓発していくっていう流れになっていますから、ぜひ、そういう県でも検討はしていただきたいんですけどもなかなか難しいということであれば、ぜひ各市町村にそんな投げかけもしていただきたいというふうに思いますが、最後にいかがでしょうか。

小澤障害福祉課長 検討いたしましたら、やはりヘルプマークの認知が進んで、また利用しやすい環境をつくっていくということは最も重要なことというふうに考えておりますので、市町村に対しまして呼びかけを行って、よりこの取り組みが広がるような形で環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

(新型コロナウイルスについて)

小越委員

本会議で新型コロナウイルスについて質問させていただきました。今、見ますと県庁のホームページが大分変わっておりまして、1週間前と大きく変わりました。今見ましたら最初のところに、トップページに県から皆さんにと呼びかけ文まで書いてあって、大きく変わったなと思っています。

このホームページの総合情報を見ますとさまざまな情報が出てきます。トイレトペーパーの話から、それは中小企業の融資から、全庁的に取り組んでいるとか、対策をしているかっていうことを思って1週間前のホームページと大きく変わったのでこれをもっと、28日からのツイッターも始めているみたいですし、県民にわかるところはどんどん情報を出していかないと感染も拡大させちゃいけないけど、不安も拡大させちゃいけないっていうのが1番だと思っています。

なので、幾つかお聞きしたいことあるんですけど、私、本会議でも質問いたしましたして、そのときのお返事がちょっとわからなかったこととか、今、またどんどん状況が変わっているんですけども、先ほど向山議員からもありましたマスクの話です。確か、私も医療機関やそれから高齢者施設のマスクの確保っていうふうに質問いたしましたら、今、現在確保に努めているところですよという答弁しかなかったんですけども、山梨県としてマスクやそれから消毒液ですよ。防護服で、備蓄はどのくらいあるんでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） マスク、消毒液につきましては備蓄はございません。

小越委員

ないっていうことは、よく市町村で子供たちにマスクを与えるとかいっているんですけど、全国、国としては700何万枚マスクがあるっていったんですけど、県としてはマスクとか消毒品とか1つもなくて、どうやって、確保するっていうか何か手立てっていうか、めどがあるんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 国のほうからも、ちょっとそういう備蓄がないところについては優先的にあっせんしたいというような連絡もいただいております。業者さんのほうへお願いをしたり、また、先ほども他の部局とも連携する中で他の部局からそういうつてがあるところにはお願いをするというよう

な方法をとっております。

小越委員　　それで、質問したときにも医療機関や高齢者施設にどのくらい備蓄があるのか、備蓄やそれから保有状況、これから入庫の状況も把握しているのかって聞いたんですけど、それはどうなっているんでしょうか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　済みません、先ほどの備蓄といいますか、まずは流通を確保するというところで卸業者さんのほうに対しまして安定的な流通また在庫の確保等をお願いしているところがございます。

小越委員　　質問は、各医療機関や高齢者施設はどのくらいストックがあるのか、どのくらいストックがあと1カ月ぐらいもつのか、いや、もうすぐ終わっちゃうのか2～3カ月ぐらいあるのかちゃんと入ってくる予定があるのか、各医療機関や施設の状況をどのくらい把握しているのかっていうことを聞いているんですけど。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　その辺の納入の見通しというのは医療機関よりはむしろ卸業者さんのほうが情報がございますので、そちらのほうに対しまして確保どのぐらいできているか、また今後きちんと在庫の確保、適正な流通をとということでお願いをしているところがございます、業者さんのほうでは、自分が担当している、自分がいつも契約して納入している医療機関分については確保をしているというふうには聞いております。

小越委員　　全部安心ってことですか、山梨県の場合。マスクは医療機関に必ずいくと、それは枯渇することはないと考えていると思うんですよね。
それとあと、これから広がってくるときに一般病院、感染症の病院でもできているかどうかわかりませんが陰圧の装置ですとか、人工呼吸器ですとか、それから入り口を別にしてくださいっていうときに、そのような整備をするようなことをもう既に今、感染症の病院が6か7かありますけども、県立中央病院や山梨医大病院以外にもありますよね、幾つも感染症の病院。そこですとか、それが普通のクリニックでも、もしかしたら来るときに別の入り口にしてくださいとかそういうのはどう援助しているんですか、もう整っているんですか、それは。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　先日知事が発表いたしました追加対策の中で、またクリニックのところまではいっておりませんが、感染症、新型コロナウイルスの外来を担当する医療機関、また入院を受け入れる医療機関につきましての設備整備の追加の支援っていうことで国から追加できておまして、その中で今、委員がおっしゃいましたような携帯用の陰圧装置でありますとか、パーティション、空気清浄機、防護服等がその対象となっております。そこに対しまして追加で支援をするということになっております。

小越委員　　それは支援するから、今、もう既にOKで準備万端整っているという理解でいいんですか。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱）　各医療機関でそれを整備していただくものに対しまして、県と国で補助するという形になっております。

小越委員

それではまだ整備してないということですよ、まだ準備が。今後、これから爆発的に1週間後なるかもしれない、そのときにはすぐ対応できていないという状況なので、今すぐにでもここで手を打たないと、マスクや防護品の服等を含めて動線確保や入り口のところも指示していただかないと、たくさん患者さんが来たときに大混乱をして、そしてそこで病院の従事者が感染したときにもうそこは閉鎖になってしまうわけですよ。そうすると、その40人、30人の看護婦さんがもう働けなくなってしまう。そうすると、受け入れなくなってしまう、もうそこだけは防がなくてはならないと思うので、例えば医療機関や高齢者施設に最優先にマスクもやる、消毒液もやるっていうぐらいにしないとまずいと私は思っています。

それから、きのう確か山梨県の知事から学童保育や保育園の方々に仕事を休んだときにお金を給付するっていうのを発表されているんですけども、国も確か休業補償について8,300円だか400円出すって言ったんですけど、国とそれから県の制度はどのようにたてつけているか、国がやった分を県は補うのか、両方もらえるのかどうしているんですか。

土屋子ども福祉課長 国では3月2日にこういう助成をするということでA4で概要を発表しておりますけれども、その中で国の概略としては小学校等が臨時休業した場合等にその小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため正規、非正規を問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設するというもので、この国の制度は事業主に対する制度ということになります。

一方で、山梨県のほうで登園自粛等と呼びかけた際には、新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため子供が小学校、保育所等への登校、登園を控えたことにより保護者が休業を余儀なくされた場合に、休業に伴う収入減の一部を補填するといった新たな制度になっています。

先ほど小越委員がおっしゃられたとおり、国については1日当たり上限が8,330円という上限になっており、県については、1日当たり4,000円になります。国は企業主が有給休暇制度を新たに設けた場合ということになり小学校が臨時休業した場合等というところで「等」が入っておりまして、現在ここで例えば小学校等が臨時休業した場合等の「等」の中に、臨時休業しないけれども、自主的に登校を自粛したという人が入るかどうかっていうところを確認していますけれども、不明確な状態です。

全体的には国の制度を優先して使っていただいた上で対象にならない方に対して、住民税非課税世帯というふうな一定の要件を設けた上で、あるいは住民税非課税世帯でないけれどもひとり親の方、特に今回仕事を休まざるを得なくて収入が少なくなってしまうというような方に対して県のほうでは助成を考えておりますと。

国の制度については3月10日ごろに詳細な内容を公表するというものになっておりまして、きのうの記者会見におきましても3月10日の国の制度を確認した上で県の制度について、受付を開始したいとして現在準備をしているところです。

小越委員

ということは国が3月10日に出たところを受けて、一応ホームページにも載っていますけど、山梨県もどうするかって、ただ4,000円というのは、8,300円の半分ぐらいですよ。最低賃金掛ける60%になるからこのくらい少なくなってしまうって1日4,000円ではとても暮らしていけないし、最大14日っていうので、それで済むのかなと思っています。

山梨県はこの4,000円のこの制度、大体何人くらいで予算どのくらいと見込んでいるんですか。

土屋子ども福祉課長 実際の対象者につきましては、国の制度の詳細が発表されない中ではっきりと今現在これだけの推計ということがちょっと不可能な状態です。そうはいいまして、県のほうで把握できるところで、例えば、小学校3年生以下の児童がいるひとり親世帯の方といった場合については県では児童扶養手当の受給者数については、町村分については把握をしておりますので、市のほうにも協力をいただいて、大体、今2,147人、これは小学校3年生以下の児童がいる児童扶養手当受給者数が2,147人。また住民税非課税世帯で保育所に通っている方についても大体1,024人というような人数を把握はしております。

その上で各市町村に、今、協力を依頼して対象となる世帯がどれくらいあるかと、住民税非課税世帯の方について、改めて調査をしたりしているところです。

さらに、やはり冒頭申しましたけれども、国の制度の詳細が発表されないと実際の対象人数算出することが不可能ですけれども、今、財源についても確保の協議をする中で準備を進めているところです。

小越委員 国がそもそも事業主が申請しなきゃならないから事業主がやらなかったら、これ対象にならないのは困るんですよね、事業主側が。それで、この事業主ができるからいいと思っていたら、それは申請しなかったと、ってなりますと山梨県の制度、これ救えるかどうかというのも整合性をちゃんととらないとほんとに必要な人にかなくなる。

これ非課税世帯とか小学校3年生以下ってなりますと全部の方に網羅できないと思うんですよね。小学校4年生の方もいますし、それで4,000円でいいのかどうかも含めて対象が限定されていると思います。

今、財源を確保って言ったんですけど、じゃあ、ずーっとこの財源のこと私何度も聞きますと既定の予算で行います、既定の予算で行いますってことで補正予算のことなんか、なかなかなんですけど、財源的には何か規定の予算でいけるほどの予算、既定予算でいけるんですか。補正予算も考えているってことですか。

土屋子ども福祉課長 金額につきましては昨日の記者会見のときにも質問もありましたけれども、財源に限りのある中でのいったところですよ。

それと県のほうでは、ちょっと、先ほど小学校3年生以下の小学生と言いましたけれども、それ以上に特別支援学級ですとか、そこは4、5、6も含めて特別支援学校これは中等部、高等部も含めてというふうなことで、また国で対象にしていない個人事業主ですとか、フリーで働いている方についても、できるだけ対象にしていこうと考えております。

2月28日に、コロナウイルスの拡大、感染拡大の防止の観点から登園自粛を早急に呼びかけをしたという中で、各事業、今年度の事業の中の2月補正もしているところですが、そういったところの事業費の残額をかき集める、かき集めるという言い方は変ですけども、そういった執行可能額について対応可能額について協議をしながら現在準備を進めているといったところです。

小越委員 お金がやっぱりかかるし、かけなきゃいけないと思うんですよね。知事が必ずやるっていうふうに言っていたので、財源がないからできないっていうふう

にはいけないと思うんです。今、3月のときにここで急に仕事を休んでしまったらもう生活ができなくなってしまう方がいいわけですよ、年度末越えなきゃなんないし。ここはしっかり手当をするべきだと思います。

最後に私、聞きたいのは学童保育に今、行かざるを得ないお子さんが出ております。学校が休校になったので学童保育ってなっているのですが、国から学童保育で1メートルだか2メートル離してくださいという指示が出ましたよね。それで、子供たちのことがとても心配です。あるお母さんから聞きました。

学童保育に行っているんですけども、内容を聞いて愕然としましたと。5～6人ずつ1部屋に入れて、2～3人ずつ壁に向かって座らせる。1人で遊べる塗り絵や自由帳、勉強道具を持参で基本交流禁止、移動禁止だそうです。小学校の低学年のお子さん、一人っ子だそうです。

この方は働いております、もちろん。子供たちが、ここは午後から学童保育ですけど、4時間、5時間も壁に向かってずっと座っていて口をきくなど、そんなことができるわけないと思う、私だってできませんそんなの。コロナウイルスが危険だからそういうふうにはしているのは確かかもしれませんが、子供の心のケアもちゃんとしないと、ただでも、こういう急な突発のときに不安で仕方がないときに壁に向かって2～3時間ずっと黙って勉強しなさいと、そんなことを小学校1年生ができないと思うんですよ。子供の発達の問題も含めて、親がどんな思いでいるかも含めて、子供の心のケアについてはどうするか最後に聞きたいと思います。

下條子育て政策課長 小学校が休校になったために子供の居場所というようなこと、それで、非常に大変市町村も苦慮しているかと思えます。特に今、新型コロナというふうな対応も考えた上で子供の居場所を確保しなければならないということで、非常に市町村が苦慮していると思いましたが、今、言ったようなお話をお伝えしながら対応については検討していただこうと考えております。

小越委員 先ほども四川省に送ったマスクのこともあるんですけど、やっぱり全体でやらないとわからないと思う。今、教育委員会も子育てもやっているんですけど、これ、富士吉田市で配られた資料、私びっくりしたんですけど、富士吉田が新聞折込をして配ったらしいんですけど、対策本部がつくってここにはマスクのことも書いて、手洗いのことも書いて学童保育のことも書いてある。

やっぱり対策本部をつくって、どこかの国際交流課がマスクを送っていったしまったじゃなくて、やっぱり全体でこの問題に取り組んでいく、それがこの今回のホームページで最初に知事が言っているメッセージだと思うんです。ぜひとも補正予算組んで対策本部をつくっていただきたいと最後に言って終わります。

飯島委員 小越委員の、3月4日に子育て支援局から新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための子育て家庭休業助成金制度って、今、議論がありましたが、それにちょっと加えて、これはほんとに長崎知事の英断だと思います。

国の施策と重複を排除する一方で漏れのない支援制度とすることを基本方針として制度設計をしたと新聞に出ています。そして、3月10日の国の制度の詳細と合わせて受付を開始するというところでありますけれども、きょうは3月5日です。受付まで5日間あるわけでありましてけれどもこれを見た対象の親御さんは非課税世帯の証明書とか、ひとり親世帯の証明書を入手してこの5日間に資料をそろえて請求しようと、こういうことをやろうと思うんですね。

この4,000円、緊急のことだったんでもうちょっと私、丁寧にしてほし

いなと思って伺いたいんですけど、1日4,000円で請求書受付後速やかに精算払いというふうにありますけれども、これは最大14日間という、14日を限度というふうにあるんですけども、1日でも2日でも14日でもまとめてそれが精算払いされてそれが振り込みなのか現金なのかと、この辺もすごい大事なポイントだと思うんですけど。

今、こういう状況になって、仕事がなくなり、あるいは休まなきゃいけないけど、家計を補うために仕事を探している人もいて、一刻も早く、4,000円の助成金をもらいたい、受け取りたいっていう方はやっぱり振り込みもしていただいたほうが便利だというふうなことも考えると、その辺の今のその4,000円の支給、精算払いというのはどうなっているのでしょうか。

土屋子ども福祉課長 今、県の制度も国の詳細が示されない中で準備を行っているところですが、3月10日までに申請してもらわなくちゃいけないっていうことはなくて、この3月2日から、最後3月31日のこの期間については、仮に3月の終わりごろにさかのぼって、その日付で休んだということを申請していただいても対象にはすることとしております。

それと、できるだけそういった手続的に負担がないように、どうすればできるだけ負担がないようにできるかということも今、検討しているところです。

基本的には支払いは振り込みとしておりますけれども、ここで精算払いとしておりますのは、例えば概算払いで前金で払ってしまった場合に実際には休まなかったということになると、今度またそれは県に返還していただくということになります。またそこは複雑になりますので、例えば3月の初めに2日休みました、そこでお金をもらいました、また同じ方が翌週も休まざるを得なくて休みましたということであれば、そこは同一人物であれば最大14日間までは1回だけということではなくて、柔軟に対応できるような形で準備を進めていきたいと考えております。

飯島委員

緊急の事態なんで、何事もパーフェクトにお伝えするっていうのは難しいと思うんですが、ホームページを皆さんが見るわけでもないし、なるべく字面で振り込みにできます、現金にできます、あるいは10日に限らず受付も緩やかにやりますよというようなことをぜひ丁寧にやって、せっかく長崎知事がこういう英断をしたのでありますからそれを享受できる、1人でも多くの方がいて、少しでも難を免れるような政策にしていきたいということで終わります。

その他

- ・3月6日に教育委員会関係の審査を行うこととされた。

以 上

教育厚生委員長 渡辺 淳也